

## 第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、令和5（2023）年度を目標年度として、県内の市町を通じた広域的な見地から、各市町の障害福祉計画および障害児福祉計画における数値の集計と整合を図りつつ、次のとおり地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標等を設定します。

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、令和5（2023）年度末における成果目標を次のとおり設定します。

##### 【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2 (2020)年度)	現状(実績) (令和元 (2019)年度)	目標 (令和5 (2023)年度)	備考
地域生活移行者数	150人 (対象：平成28(2016)年度末時点の施設入所者)	31人	111人 (6.6%)	令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行する者の目標値(全市町の見込み人数の合計)
施設入所者数減少見込	51人 (平成28(2016)年度末比)	21人	49人 (2.9%)	減少見込み(令和元(2019)年度末時点の施設入所者ー令和5(2023)年度末時点の施設入所者)

国の基本指針では、令和元（2019）年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

#### (1) みえ障がい者共生社会づくりプランー2018年度～2020年度ーの実績

「地域生活移行者数」は令和元（2019）年度末時点で31人、「施設入所者数減少見込」は令和元（2019）年度末時点で21人となっており、目標を達成するのは困難な状況です。

この要因としては、地域生活を支える体制の整備を進めているものの、福祉施設に入所する障がい者の重度化や高齢化がより進んでいること、地域移行支援や地域定着支援などの相談支援体制の充実に取り組んでいるものの、地域生活への移行に向けて

本人や家族の不安を軽減し、関係者の理解を促進するための働きかけや取組が十分ではなかったことなどが考えられます。

## (2) 目標達成に向けた施策

福祉施設入所者の自己決定を尊重し、自ら選択した地域で安心して暮らすことができるよう、地域社会における生活を支援することがますます重要となっており、日中活動の場や居住の場をはじめとする地域における支援体制の充実を図ることにより、障がい者が重度であっても、地域において安心して生活できる体制を整備するとともに、障がい者を介護する家族の不安の軽減を図ることが必要です。

福祉施設から地域生活への移行に関しては、障がい者が安心して地域で暮らしていけるような意欲を喚起するなどの普及啓発、地域生活への移行を支えるための相談支援体制の充実および地域で生活するためのハードとソフト両面での支援体制の充実などに取り組むことが重要です。

このため、県と福祉施設や市町等が地域生活支援拠点等を活用し連携強化を図るとともに、重度の障がい者を受け入れる日中サービス支援型共同生活援助事業所（グループホーム）等の整備を推進していきます。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域移行・地域生活の支援の充実」、「2 福祉と医療などが連携した支援の充実」に取組内容を記載しています。

## 第2章 障がい者施策の総合的推進

### 第3節 安心を実感できる共生社会づくり

#### 1 地域移行・地域生活の支援の充実

##### (1) 地域生活への移行

##### (2) 相談支援の充実

##### (3) 地域生活支援の充実

#### 2 福祉と医療などが連携した支援の充実

##### (3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援

##### (4) 発達障がい児・者への支援

## 2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることとし、令和5（2023）年度末における成果目標を次のとおり設定します。

### 【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2 (2020)年度)	現状(実績) (令和元 (2019)年度)	目標 (令和5 (2023)年度)	備考
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,207人	1,527人	1,001人	
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	1,066人	1,104人	832人	
精神病床における入院後3か月時点の退院率	69%	70.4%	69%	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3か月(6か月、1年)以内に退院した者の割合
精神病床における入院後6か月時点の退院率	84%	80.6%	86%	
精神病床における入院後1年時点の退院率	92%	84.3%	92%	
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置圏域数	9圏域	9圏域	9圏域	
市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置市町数	29市町	29市町	29市町	複数市町による共同設置を含む
精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	—	278日*	316日	*平成28年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)

国の基本指針では、令和5（2023）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）について、国が示した推計式により算定した者の数を目標値として設定することを基本とすることとしています。また、入院中の精神障がい者の退院に関する目標について、令和5（2023）年度における入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすることを基本とすることとしています。

さらに地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定することとしています。

#### （1）みえ障がい者共生社会づくりプランー2018年度～2020年度一の実績

「65歳以上および65歳未満の1年以上の長期入院者数」「入院後6か月時点、1年時点の退院率」については目標を達成するのは困難な状況ですが、「入院後3か月時点の退院率」については、おおむね目標を達成する見込みです。

また「協議の場の設置数」については、9つ全ての障害保健福祉圏域および県内全市町に設置することができ、目標を達成しました。

#### （2）目標達成に向けた施策

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関しては、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた相談体制、地域で生活できるハード・ソフト両面での支援体制の整備、精神障がい者の偏見をなくすための地域住民への普及啓発などに取り組む必要があります。また、精神科医療機関、保健所、市町等の連携を強化するとともに、支援課題が多様化していることなどから、高齢福祉分野や生活困窮対策分野など、他の施策との連携を強化することが必要です。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域移行・地域生活の支援の充実」、「2 福祉と医療などが連携した支援の充実」に取組内容を記載しています。

#### 第2章 障がい者施策の総合的推進

#### 第3節 安心を実感できる共生社会づくり

#### 1 地域移行・地域生活の支援の充実

##### （1）地域生活への移行

##### （2）相談支援の充実

##### （3）地域生活支援の充実

#### 2 福祉と医療などが連携した支援の充実

##### （2）精神障がい者等への支援

##### （4）発達障がい児・者への支援

※啓発については、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第1節 多様性を認め合う共生社会づくり」-「2 障がいに対する理解の促進」に記載

### 3 地域生活支援拠点等の整備およびその有する機能の充実

障がい者の地域生活を継続して支援する観点から、地域生活支援拠点等（地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくりの機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制））において、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を行うこととし、令和5（2023）年度末までにおける成果目標を次のとおり設定します。

#### 【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2(2020)年度)	現状(実績) (令和元(2019)年度)	目標 (令和5(2023)年度)
地域生活支援拠点等が整備された圏域数	9圏域	1圏域	9圏域
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数	—	—	35回

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることとしています。

#### (1) みえ障がい者共生社会づくりプラン—2018年度～2020年度—の実績

地域生活支援拠点等の整備数は、令和2（2020）年度末時点で7圏域の見込みです。

この要因としては、地域の実情に応じたニーズや課題を共有し、相談、緊急時の受入・対応や専門的な人材の確保など地域生活支援拠点等に必要な機能を担う体制づくりについて、緊急時に受入・対応を行う短期入所事業所の整備に地域偏在もある中で、市町の障害者自立支援協議会における検討や事業所との協議などの地域における合意形成が進んでいないことなどが考えられます。

#### (2) 目標達成に向けた施策

地域生活支援拠点等においては、国の制度改正も地域の関係機関と密接に共有しつつ、地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくり等の機能を集約し、障がい者の地域生活の支援を行います。このような地域生活支援拠点等の整備にあたっては、それぞれの地域において、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域のニーズ、サービスの整備状況等、各地域の個別の状況に応じ、必要とされる機能を整備していく必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域移行・地域生活の支援の充実」、「2 福祉と医療などが連携した支援の充実」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域移行・地域生活の支援の充実

(1) 地域生活への移行

(2) 相談支援の充実

(3) 地域生活支援の充実

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

(2) 精神障がい者等への支援

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援

(4) 発達障がい児・者への支援

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の就労を促進する観点から、福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行を推進するとともに職場への定着を図ることとし、令和5（2023）年度末までにおける成果目標等を次のとおり設定します。

##### 【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2 (2020)年度)	現状(実績) (令和元 (2019)年度)	目標 (令和5 (2023)年度)	備考
一般就労移行者数	260人	179人	253人 (1.41倍)	令和5(2023)年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数(県内市町の成果目標の合計)
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	—	71人	107人 (1.51倍)	一般就労移行者数の内数
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	—	62人	86人 (1.39倍)	一般就労移行者数の内数
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	—	43人	64人 (1.49倍)	一般就労移行者数の内数
就労移行支援事業等 <sup>*</sup> を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	—	—	70.0%	<sup>*</sup> 就労移行支援事業等：就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	—	—	79.4%	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の就労定着支援事業の総利用者数のうち令和5(2023)年度末時点の就労定着者数の割合

##### 【当該成果目標に係る「福祉施設」の範囲】

就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【活動指標】

項目	数値	備考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	257人	令和5（2023）年度において、就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数
障がい者に対する職業訓練の受講者数	5人	令和5（2023）年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	166人	令和5（2023）年度において、福祉施設利用者のうち、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する者の数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	89人	令和5（2023）年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する者の数
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援対象者数	110人	令和5（2023）年度において、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労へ移行する者の目標値については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とすることとしています。また、就労移行支援事業の令和5（2023）年度中の一般就労への移行実績については、令和元（2019）年度の1.30倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業については令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上をめざすこととしています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち前年度末時点の過去3年間の同一事業所内での就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者は、令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とすることとしています。

（1）みえ障がい者共生社会づくりプランー2018年度～2020年度一の実績

「一般就労移行者数」については令和元（2019）年度179人となっており、目標を達成するのは、困難な状況です。

この要因としては、コロナ禍における経済活動が縮小する中、障がい者の就労先の確保や職場に定着するために必要な支援に取り組んでいるものの、障がい者の特性やニーズに応じ切れていないことなどが考えられます。

（2）目標達成に向けた施策

福祉施設から一般就労への移行に関しては、就労系障害福祉サービス事業所における意識向上、障害者就業・生活支援センターの相談体制や就労支援機能の強化など福祉施設から一般就労への移行に向けた支援に注力して取り組む必要があります。



また、福祉施設から一般就労への移行に限らず、離職者や特別支援学校卒業生等への就労に向けた支援、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大など、障がい者雇用全般にわたり、障がい福祉、雇用、教育などの関係機関が連携し、総合的に取り組む必要があります。

さらに、共同受注窓口などによる福祉施設の受注の一層の拡大や、優先調達拡大など、福祉施設における工賃向上に向けた取組を進める必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり」-「2 就労の促進」に取組内容を記載しています。

## 第2章 障がい者施策の総合的推進

### 第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

#### 2 就労の促進

- (1) 一般就労の促進
- (2) 福祉的就労への支援
- (3) 多様な就労機会の確保

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備を促進する観点から、令和5（2023）年度末までにおける成果目標を次のとおり設定します。

### 【成果目標】

項目	平成28 (2016)年度	現状 (令和元 (2019)年度)	目標 (令和5 (2023)年度)
児童発達支援センターの設置 圏域数	5圏域	5圏域	9圏域
保育所等訪問支援を利用できる 体制が構築された圏域数	5圏域	7圏域	9圏域
主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所が確保 された圏域数	4圏域	4圏域	9圏域
主に重症心身障がい児を支援 する放課後等デイサービス事 業所が確保された圏域数	3圏域	6圏域	9圏域

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、令和5（2023）年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置）、保育所等訪問支援について、令和5（2023）年度末までに全ての市町村において利用できる体制を構築することを基本とすることとしています。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所について、令和5（2023）年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保）を基本とすることとしています。

### （1）目標達成に向けた施策

障がい児支援の提供体制の整備等に関しては、ライフステージに応じた途切れのない支援や保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携を強化する必要があります。

また、保育所等訪問支援事業の活用などを通じて、障がい児の地域社会への参加・包容の推進に取り組むとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する関係分野の支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行う障害児相談支援の充実に向けた取組を進める必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり」-「1 特別支援教育の充実」および、「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域移行・地域生活の支援の充実」、「2 福祉と医療などが連携した支援の充実」に取組内容を記載しています。

## 第2章 障がい者施策の総合的推進

### 第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

#### 1 特別支援教育の充実

- (1) 指導・支援の充実
- (2) 専門性の向上
- (3) 教育環境の充実

### 第3節 安心を実感できる共生社会づくり

#### 1 地域移行・地域生活の支援の充実

- (2) 相談支援の充実

#### 2 福祉と医療などが連携した支援の充実

- (1) 障がいの早期発見と対応
- (3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援
- (4) 発達障がい児・者への支援

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が利用できるようにするために、障害福祉サービス等の質を向上させる体制を構築することを成果目標とし、令和5（2023）年度末までにおける活動指標を新たに次のとおり設定します。

### 【活動指標】

項目	指標	備考
県が実施する指導監査※の結果を市町と共有する回数	年1回	※指導監査：指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が利用できるようにするため、令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本ととしています。

### （1）目標達成に向けた施策

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関しては、サービス提供者等が障害者総合支援法や児童福祉法の具体的内容を理解できるための取組を行い、行政が障害福祉サービス等の利用状況を把握し、サービス提供者等が障がい者等にとって真に必要とする障害福祉サービス等を提供できているのか検証していく必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域移行・地域生活の支援の充実」に取組内容を記載しています。

- 第2章 障がい者施策の総合的推進
- 第3節 安心を実感できる共生社会づくり
- 1 地域移行・地域生活の支援の充実
- (3) 地域生活支援の充実

## 第2節 障がい者支援のための体制整備

本プランの基本理念である共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援により、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考え方として、障がい者支援の体制整備を図ります。

また、障害福祉サービス等による支援を通じて、第1節で掲げた福祉施設から地域生活への移行等の成果目標を実現できるよう、必要なサービスの提供体制の整備を図ります。

### 1 障害福祉サービス提供体制の確保

#### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、消毒液等の提供および感染拡大時の事業継続支援について、国と連携しながら、適時適切に対応します。

また、地域における居住の場（居住系サービス）として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住系サービスの提供により、障がい者の地域生活を支援するとともに、その支援を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図るとともに、重度訪問介護や日中サービス支援型共同生活援助など、地域における重度の障がい者の受け皿となる障害福祉サービスの充実に取り組みます。

加えて、就労系障害福祉サービス事業所においては、障がい者の福祉施設から一般就労への移行・定着を進めるとともに、関係機関と連携して事業所における雇用の場の拡大を図ります。

このような基本的な考え方をふまえ、それぞれの地域における障害福祉サービスをはじめとする地域資源の実情に応じて、障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

#### (2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

本プランでは、県内全ての市町障害福祉計画等の数値を障害保健福祉圏域ごとに集計し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み（以下、「活動指標」という。）を定めます。

なお、参考として、令和3（2021）年1月時点の事業所数および令和2（2020）年10月のサービス実績（出典 三重県国民健康保険団体連合会データ）を併記します。

活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。（単位の考え方は、「2 相談支援の体制の確保」、「3 障がい児支援のための体制整備」においても同じです。）

「時間」…月間のサービス提供時間
「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
「人」…月間の利用人数

① 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数	605 か所	59,951 時間	65,402 時間	68,718 時間
			2,618 人	2,795 人	2,880 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数	195 か所	89,015 人日分	87,091 人日分	89,204 人日分
	定員	4,951 人	4,350 人	4,475 人	4,569 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	1 か所	685 人日分	914 人日分	936 人日分
	定員	32 人	37 人	55 人	57 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	19 か所	3,426 人日分	2,679 人日分	2,819 人日分
	定員	223 人	183 人	192 人	205 人
就労移行支援	事業所数	39 か所	4,937 人日分	5,458 人日分	5,895 人日分
	定員	454 人	268 人	344 人	372 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	77 か所	31,446 人日分	29,923 人日分	31,100 人日分
	定員	1,390 人	1,525 人	1,545 人	1,614 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	245 か所	75,116 人日分	73,749 人日分	77,610 人日分
	定員	4,769 人	4,092 人	4,254 人	4,469 人
就労定着支援	事業所数	16 か所	84 人	117 人	134 人
	定員	334 人	239 人	244 人	249 人
療養介護	事業所数	6 か所	239 人	244 人	249 人
	定員	334 人	239 人	244 人	249 人
短期入所 (福祉型)	事業所数	94 か所	4,875 人日分	5,927 人日分	6,198 人日分
	定員	422 人	738 人	1,019 人	1,069 人
短期入所 (医療型)	事業所数	8 か所	(福祉型に含む)	204 人日分	213 人日分
	定員	17 人		40 人	42 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数	2 か所	1 人	22 人	27 人
共同生活援助	事業所数	134 か所	1,721 人	1,837 人	1,961 人
	定員	2,000 人			
施設入所支援	事業所数	38 か所	1,689 人	1,684 人	1,668 人
	定員	1,706 人			

(3) 障害福祉サービスに係る見込量（活動指標）確保のための施策

障がい者が必要とする障害福祉サービスが、障がい者が選択した地域において提供されるよう設定した障害福祉サービスの見込量の確保を図るためには、県と市町が地域（自立支援）協議会等を通じ、連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた取組を進める必要があります。このため、地域（自立支援）協議会において、障害福祉サービスに係る活動指標の進捗状況の確認や障害福祉サービスの運営における課題対応など、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立を図るとともに、多様な事業者の参入

を促進するなど地域の実情に応じた取組が展開されるよう、サービス提供者等における整備や運営を支援します。

また、地域（自立支援）協議会等から具体的課題を抽出し、その課題について、県障害者自立支援協議会において対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図ります。

さらに、サービス提供が可能な事業所が限られている、重症心身障がいや遷延性意識障がいの状態を含む医療的ケアを必要とする障がい児・者や強度行動障がいや発達障がいのある人に対する障害福祉サービスについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底や制度等の周知を継続しつつ、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

また、医療的ケアが必要な障がい児・者に対する支援としては、医療的ケア児・者コーディネーターを養成するとともに、障害福祉サービス事業所における医療的ケアのスタートアップ（スキルアップ）や地域ネットワークの側面的支援（スーパーバイズ機能のフォローアップ等）を目的とした研修会を開催するなどして、医療的ケア児・者の受け皿整備を図ります。

加えて、障害保健福祉圏域の活動指標と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、障害福祉サービス事業所の施設整備を促進します。

これらの取組などにより、障害福祉サービスの量の確保を図るとともに、障がい者に適切な障害福祉サービスが提供されるよう、事業所等への指導・助言等により、サービスの質を確保します。

## 2 相談支援の体制の確保

### （1）相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るとともに、これらのサービスの適切な利用を支えるための各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち、必ず作成される体制を確保する必要があります。

また、個別のサービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の状態や将来像、希望を勘案し、連続性および一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的を確認の上、利用者等からの相談にあわせ、必要に応じた見直しを行う必要があるため、サービスの質を担保した上で、利用者数の増加等に対応し、基幹相談支援センターの設置を進めつつサービス等利用計画を作成する体制を確保する必要があります。

地域移行支援については、障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行する障がい者等に、障がいの重度化に対応し必要なサービスを提供できるよう、地域生活への移行者数に係る成果目標等を勘案し、計画的にサービスの提供体制を確保する必要があります。

さらに、地域生活へ移行した後の定着を図るとともに、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、事業所や関係機関と連携した適時・適切なサポートの提供など、地域定着支援に係る相談やサービスの提供体制を充実する必要があります。

発達障がい者等に対する支援については、発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者の連携の下、障がい者の状況に応じた必要な支援が切れ目なく行われるよう、相談支援体制の整備を図る必要があります。

このような基本的な考え方および、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置状況等をふまえ、地域（自立支援）協議会等における地域の相談支援機関の連携のもと、地域の実情に応じ、相談支援の提供体制の確保を図ります。



(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

① 指定計画相談支援および指定地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

種類	事業所の現状(令和3(2021)年1月1日現在)	サービス量実績(令和2(2020)年10月分)	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
計画相談支援	事業所数171か所	2,941人	4,329人	4,551人	4,785人
地域移行支援	事業所数26か所	6人	39人	43人	48人
地域定着支援	事業所数24か所	10人	34人	37人	41人

② 発達障がい者等に対する支援の見込み

項目	現状(令和元(2019)年度)	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回
発達障害者支援センターによる相談件数	12,951件	13,000件	13,000件	13,000件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	3,666件	4,000件	4,100件	4,200件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	60件	60件	60件	60件

(3) 相談支援に係る見込量（活動指標）確保のための施策

計画相談支援および地域相談支援は、障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者の各種ニーズへの的確な対応が求められるなど、障がい者支援において、基本的かつ重要な役割を担うこととなります。

また、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所は、市町において事業所の指定を行うことから、市町との連携を密に、必要な相談支援体制を確保する必要があります。

このようなことから、地域（自立支援）協議会において、関係機関との有機的な連携を図りながら、相談支援の提供体制を含む障がい者等への支援の体制の整備を図ることができるよう、その運営を支援します。

特に、障がい者のニーズに応じ、障害福祉サービス等の利用に係る総合的な調整の役割を担う計画相談支援については、その提供体制の確保にとどまらず、質の向上を図る必要があることから、地域（自立支援）協議会の活性化を通じて、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を促進します。

さらに、障害者支援施設等からの地域生活への移行を支えるとともに、地域生活を継続する役割を担う地域相談支援については、障がいの重度化、高齢化に対応し、地

域生活への移行や、地域生活支援体制の強化を図るための取組を通じ、利用促進を図ります。

発達障がい者等に対する支援については、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を進めるため、発達障害者支援地域協議会を適切に開催します。

また、自閉症等の発達障がい者等に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障害支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

### 3 障がい児支援のための体制整備

#### (1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容および水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることおよび、同法に基づく教育、保育等の利用状況をふまえ、居宅介護や短期入所等の障がい児が利用できる障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保することが必要です。

また、共生社会の形成を促進する観点から、教育、保育等関係機関と連携を図った上で、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、途切れのない効果的な支援を、身近な地域で提供する体制の構築が重要です。

近年増加している医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者については、特に新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意し、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、ニーズ等の検討を行うとともに、短期入所等の支援体制を拡充することが必要です。

このような基本的な考え方および、それぞれの地域における障害福祉サービスをはじめとする地域資源の実情に応じ、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

① 指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
児童発達支援	事業所数 139 か所	10,640 人日分	10,858 人日分	11,611 人日分	12,305 人日分
	定員 1,716 人	1,642 人	1,874 人	2,001 人	2,134 人
放課後等デイサービス	事業所数 237 か所	46,297 人日分	48,521 人日分	53,866 人日分	59,933 人日分
	定員 2,605 人	3,658 人	4,165 人	4,591 人	5,064 人
保育所等訪問支援	事業所数 19 か所	185 人日分	271 人日分	272 人日分	305 人日分
		129 人	122 人	140 人	161 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	29 人日分	59 人日分	107 人日分
	定員 0 人	0 人	4 人	7 人	13 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数 5 か所	17 人日分	150 人日分	210 人日分	255 人日分
		7 人	12 人	17 人	24 人
福祉型障害児入所施設	事業所数 4 か所	103 人	100 人	100 人	100 人
医療型障害児入所施設	事業所数 4 か所	66 人	70 人	70 人	80 人
障害児相談支援	事業所数 125 か所	1,232 人	1,959 人	2,128 人	2,306 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	4 チーム	4 チーム	4 チーム	4 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在 20人	25 人	29 人	40 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在 8人	12 人	14 人	20 人

(3) 障がい児支援に係る見込量（活動指標）確保のための施策

障がい児に対し身近な地域でそのニーズに応じた必要な支援が提供できるよう、障害児通所支援等の障がい児支援サービスの見込量の確保を図るためには、県、市町、関係機関が地域（自立支援）協議会等を通じ、地域において連携した支援体制の整備を図る必要があります。

このことから、市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域（自立支援）協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設定に向け、地域の実情に応じた検討が促進されるよう、その運営を支援します。

また、障害児入所施設について、入所した時点から退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援が提供される体制づくりを進めます。

さらに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援、生活介護等の児童福祉法および障害者総合支援法に基づくサービスを提供します。

加えて、基幹相談支援センターや地域（自立支援）協議会等を中心とした関係機関のネットワークを構築し、障がい児相談支援の充実を図ります。

また、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。

このほか、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援が適切に提供されるよう、各障害保健福祉圏域またはこれらをまとめて構築された県内4つのネットワークを

中心にして、市町や保健、医療、保育、教育、福祉など地域における関係機関の連携強化を図り、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズチームを各ネットワークに配置するとともに、関連分野における支援の利用を調整するコーディネーターを育成し、総合的な支援の提供体制の構築を促進します。

これらの取組などにより、障がい児への支援に係るサービスの量の確保を図るとともに、障がい児に適切なサービスが提供されるよう、事業所等への指導・助言により、サービスの質を確保します。

#### 4 各年度の指定障害者支援施設および指定障害児入所施設の必要入所定員総数

令和5（2023）年度までの各年度における指定障害者支援施設および指定障害児入所施設の必要入所定員総数について、次のとおり設定します。

種類	現状 (令和3 (2021)年 1月1日現在)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
指定障害者支援施設	1,706人	1,706人	1,706人	1,706人
指定障害児入所施設	384人	384人	384人	384人

## 5 地域生活支援事業の実施

### (1) 県が実施する地域生活支援事業の実施に関する基本的考え方

地域生活支援事業は、障がい児・者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、実施できる事業です。また、地域生活支援事業は、市町および県において行う事業であり、それぞれ障害者総合支援法において実施しなければならない具体的な事業（以下、「必須事業」という。）が規定されていますが、これに限らず、市町および県の判断により、必要な事業を実施することが可能とされています。

県においては、必須事業を中心に、専門的、広域的な対応が必要な事業を実施します。

### (2) 実施する事業の内容および各年度における量の見込み

#### ① 専門性の高い相談支援事業

##### ア) 発達障害者支援センター運営事業

発達障がいのある人またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援および情報提供を総合的に行う拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置・運営します。

県内2か所の自閉症・発達障害支援センターにおいて、専門的な相談・支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化のための体制づくりに取り組みます。

##### イ) 障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、障害者就業・生活支援センターを、障害保健福祉圏域ごとに設置・運営します。

障害者就業・生活支援センターにおいては、障がい者の適性に応じた就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントを充実させるとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。

##### ウ) 高次脳機能障がい支援普及事業

高次脳機能障がい支援普及事業は、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発事業、支援手法等に関する研修等を行い、支援体制の確立を図ることを目的とする事業です。

三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、高次脳機能障がい者に対する広域的な専門相談支援を実施するとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能

の強化のための体制づくりに取り組みます。

事業名	項目	現状 (令和元 (2019) 年度)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
発達障害者支援センター運営事業	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所
障害者就業・生活支援センター事業	実施か所数	8か所	9か所	9か所	9か所
高次脳機能障がい支援普及事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解するとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した手話通訳者ならびに要約筆記に必要な要約技術および基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

事業名	項目	現状 (令和元 (2019) 年度)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	受講者総数	28人	35人	40人	50人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	受講者総数	7人	10人	15人	20人

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、複数市町の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

さらに、市町域または都道府県域を超えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町間では派遣調整ができない場合に、市町間の連絡調整を行います。

イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

事業名	項目	現状 (令和元 (2019) 年度)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	56件	60件	60件	60件
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み件数	334件	330件	330件	330件

④ 広域的な支援事業

ア) 相談支援体制整備事業（スーパーバイザー）

地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的としたスーパーバイザーを配置します。

イ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

a) 地域生活支援広域調整会議等事業

障害保健福祉圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、会議において、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況の情報共有を行うとともに、地域生活への移行における課題や解決策の検討等を行うことにより、精神障がい者の支援体制を整備します。

b) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーター等との交流の機会を確保するなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

ウ) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する発達障害者支援地域協議会を開催し、課題の共有、連携の強化等に向けた協議を行うことにより、発達障がい者への支援体制の整備を進めます。

事業名	項目	現状 (令和元 (2019) 年度)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
相談支援体制整備事業(スーパーバイザー)	配置人数	6人	9人	9人	9人
地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催回数	17回	20回	20回	20回
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	実ピアサポーター人数	11人	8人	9人	10人
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回

⑤ サービス・相談支援者、指導者育成事業

ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員・審査会委員に対する研修を実施し、調査員等の養成や資質の向上を図ります。

イ) 相談支援従事者研修事業

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するため、必要なサービス利用や生活全般への支援に関するサービス等利用計画を作成する相談支援専門員を養成します。さらに、専門コース別研修により相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

ウ) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者を養成します。

エ) 強度行動障害支援者養成研修事業

著しい行動障がいがある人に対して、障害福祉サービス事業所において、適切な支援が行えるよう、専門的な知識と技術を有する支援者を養成します。

オ) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員および知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。



カ) 精神障害関係従事者養成研修事業

こころの健康センター等において、精神障がい者の地域生活への移行および地域生活の継続に向けた支援体制を確保するため、支援に従事する者を対象とした研修を実施します。

事業名	項目	現状(令和元(2019)年度)	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害支援区分認定調査員等研修事業	実施回数	3回	3回	3回	3回
	受講者数	83人	80人	80人	80人
相談支援従事者研修事業	実施回数	3回	5回	5回	5回
	受講者数	208人	430人	430人	430人
サービス管理責任者等研修事業	実施回数	5回	9回	9回	9回
	受講者数	524人	800人	900人	900人
強度行動障害支援者養成研修事業	実施回数	5回	12回	14回	14回
	受講者数	347人	600人	700人	700人
身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	実施回数	1回	1回	1回	1回
精神障害関係従事者養成研修事業	実施回数	5回	5回	5回	5回
	受講者数	612人	600人	600人	600人

⑥ その他障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業

ア) 社会参加支援事業

a) 障害者社会参加推進センター運営事業

障がい者等の社会参加を推進する障害者社会参加推進センターを設置、運営し、生活訓練、スポーツ教室等の事業を実施します。

b) 身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成して希望者に貸与し、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

c) 奉仕員養成研修事業

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員および朗読奉仕員を養成します。

イ) 権利擁護支援

a) 障害者虐待防止対策支援事業(障害者虐待防止・権利擁護研修)

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

また、障がい者虐待防止および障がい者の権利擁護の徹底を目的として、市町障がい者虐待防止担当職員、虐待防止センター職員および障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等に対する研修を開催します。

事業名	項目	現状 (令和元 (2019) 年度)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害者社会参加推進センター 運営事業	設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
身体障害者補助犬育成事業	訓練頭数	0頭	1頭	1頭	1頭
奉仕員養成研修事業	受講者総数	32人	40人	40人	40人
障害者虐待防止・権利擁護研 修	開催回数	3回	3回	3回	3回

### (3) 各事業の見込量（活動指標）確保のための施策

地域生活支援事業については、市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、必須事業に限らず、それぞれの市町の判断により実施されているところです。

一方で、総合的な障がい者支援を行う上で、地域資源の状況を考慮し、必要と考えられる事業が不足している地域もあります。

このようなことから、県において、専門的、広域的な対応が必要な事業を実施するとともに、市町における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町への支援および基盤整備に関する広域的な調整等を図ります。

具体的には、必須事業未実施の市町について、それぞれの市町の特徴に配慮した上で、実施に向けた働きかけを行います。

また、地域（自立支援）協議会において、県内に配置したスーパーバイザー等が助言を行うことなどにより、基幹相談支援センター等地域の関係機関とのネットワークの構築や広域的な課題解決に向けた体制の整備を図ります。

## 6 人材の確保および資質の向上ならびにサービスの質の向上のために講ずる措置

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等および児童福祉法に基づく障がい児支援のためのサービスの提供にあたっては、障がい者の自立と社会参加の実現を図るとともに、障がい者のニーズに応じたサービスを提供する必要があります。このようなサービスを提供するためには、継続的に、サービスを提供する人材の確保や資質の向上とともに、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

このようなことから、サービス提供に係る人材の研修および、事業者等に対する第三者の評価の実施により、サービスを提供する人材の確保および資質の向上ならびにサービスの質の向上を図ります。

### (1) サービス提供に係る人材の研修

サービス提供に係る人材の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、コロナ禍における研修のリモート化にも対応しつつ、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。

### (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。

また、障がい者が個別のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者等によるサービスの質の向上が図られるよう、障害福祉サービス等情報公表制度について、普及啓発を進めます。

## 7 関係機関との連携に関する事項

「第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定」に掲げた成果目標を達成するためには、障がい福祉分野の取組に限らず、保健、医療、教育、雇用等の分野を含めた総合的な取組が重要です。

地域生活への移行に関しては、地域生活を支える取組として必要となる発達障がい・行動障がいのある障がい者や医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援において、それぞれの関係機関と連携した取組が必要です。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の成果目標の達成に向けては、保健、医療、福祉関係者等と連携した取組が必要です。

さらに、福祉施設から一般就労への移行に向けては、福祉関係機関、教育機関、公共職業安定所をはじめとする関係機関と連携した取組が必要です。

加えて、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標の達成に向けては、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関と連携した取組が必要です。

このようなことから、関係機関による効果的な連携を図るため、関係機関が参加する地域（自立支援）協議会の運営を支援するとともに、それぞれの課題に応じ、課題解決のために必要な関係機関と連携した総合的な取組を進めます。

## 8 その他自立支援給付および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### (1) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、有識者等で構成される専門家チ

ームや関係機関と連携しながら、市町への支援や事業所への指導・支援を行います。  
第2章-「第1節 多様性を認め合う共生社会づくり」-「1 権利擁護の推進」-  
「(2) 虐待防止に対する取組の強化」等において取組を記載しています。

#### (2) 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、関係者に対する普及に努めます。

第2章-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域移行・地域生活の支援の充実」-「(4) 福祉人材の育成・確保」等において取組を記載しています。

#### (3) 障がい理由とする差別の解消の推進や理解の促進

障がい理由とする差別の解消の推進を図るため、相談窓口における対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事例の検証や合理的配慮に関する好事例についての情報共有、啓発活動等に取り組みます。

また、障がいや障がい者に対する理解促進を図るため、関係機関と連携して、情報共有、啓発活動等に取り組みます。

第2章-「第1節 多様性を認め合う共生社会づくり」-「1 権利擁護の推進」-  
「(1) 権利擁護のための体制の充実」等において取組を記載しています。

#### (4) 障害福祉サービス等および障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

利用者の安全・安心の確保を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底や事業所における防災対策や防犯対策の推進に取り組みます。

第2章-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「3 防災・防犯対策の充実」等において取組を記載しています。

「時間」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人」…月間の利用人数

【県における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標一覧表】  
(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数	605 か所	59,951 時間	65,402 時間	68,718 時間
			2,618 人	2,795 人	2,880 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数	195 か所	89,015 人日分	87,091 人日分	89,204 人日分
	定員	4,951 人	4,350 人	4,475 人	4,569 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	1 か所	685 人日分	914 人日分	936 人日分
	定員	32 人	37 人	55 人	57 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	19 か所	3,426 人日分	2,679 人日分	2,819 人日分
	定員	223 人	183 人	192 人	205 人
就労移行支援	事業所数	39 か所	4,937 人日分	5,458 人日分	5,895 人日分
	定員	454 人	268 人	344 人	372 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	77 か所	31,446 人日分	29,923 人日分	31,100 人日分
	定員	1,390 人	1,525 人	1,545 人	1,614 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	245 か所	75,116 人日分	73,749 人日分	77,610 人日分
	定員	4,769 人	4,092 人	4,254 人	4,469 人
就労定着支援	事業所数	16 か所	84 人	117 人	134 人
	定員	334 人	239 人	244 人	249 人
療養介護	事業所数	6 か所	239 人	244 人	249 人
	定員	334 人	239 人	244 人	249 人
短期入所 (福祉型)	事業所数	94 か所	4,875 人日分	5,927 人日分	6,198 人日分
	定員	422 人	738 人	1,019 人	1,069 人
短期入所 (医療型)	事業所数	8 か所	(福祉型に含む) 204 人日分	213 人日分	226 人日分
	定員	17 人	40 人	40 人	42 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数	2 か所	1 人	22 人	27 人
共同生活援助	事業所数	134 か所	1,721 人	1,837 人	1,961 人
	定員	2,000 人			
施設入所支援	事業所数	38 か所	1,689 人	1,684 人	1,668 人
	定員	1,706 人			
相談支援					
計画相談支援	事業所数	171 か所	2,941 人	4,329 人	4,551 人
地域移行支援	事業所数	26 か所	6 人	39 人	43 人
地域定着支援	事業所数	24 か所	10 人	34 人	37 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数	139 か所	10,640 人日分	10,858 人日分	11,611 人日分
	定員	1,716 人	1,642 人	1,874 人	2,001 人
放課後等デイサービス	事業所数	237 か所	46,297 人日分	48,521 人日分	53,866 人日分
	定員	2,605 人	3,658 人	4,165 人	4,591 人
保育所等訪問支援	事業所数	19 か所	185 人日分	271 人日分	272 人日分
			129 人	122 人	140 人
医療型児童発達支援	事業所数	0 か所	0 人日分	29 人日分	59 人日分
	定員	0 人	0 人	4 人	7 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	5 か所	17 人日分	150 人日分	210 人日分
			7 人	12 人	17 人
福祉型障害児入所施設	事業所数	4 か所	103 人	100 人	100 人
医療型障害児入所施設	事業所数	4 か所	66 人	70 人	70 人
障害児相談支援	事業所数	125 か所	1,232 人	1,959 人	2,128 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	4 チーム	4 チーム	4 チーム	4 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在	20 人	25 人	29 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在	8 人	12 人	14 人

### 第3節 障害保健福祉圏域別計画

#### ■サービス量（活動指標）の見込みを定める単位となる区域の設定

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援および指定計画相談支援ならびに児童福祉法に基づく指定通所支援および指定障害児相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、障がい児・者の生活圏、地理的条件等を勘案し、県内を9つの区域に分けた障害保健福祉圏域と同一の区域とします。

障害保健福祉圏域	市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	伊賀市、名張市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

# 1 桑名員弁障害保健福祉圏域プラン

## (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
- 人口：215,865人（県全体に占める割合 12.2%）
- 面積：395km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 6.8%）

## (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	7,144人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	1,668人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	1,932人

## (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	11人
施設入所者数減少見込	5人

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	各市町または複数市町による共同設置

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	各市町または圏域での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	4回

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	45人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	15人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	20人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	8人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	44.4%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	80.0%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	市または圏域で2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市町または圏域で4か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市町または圏域で6か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市町または圏域で6か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	市または圏域で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市町または圏域での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	4市町



(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み (活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【桑名員弁】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 46 か所	4,680 時間 216 人	5,232 時間 230 人	5,748 時間 236 人	6,407 時間 244 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 16 か所 定員 339 人	9,138 人日分 439 人	8,885 人日分 443 人	9,061 人日分 448 人	9,240 人日分 454 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所 定員 0 人	68 人日分 3 人	60 人日分 4 人	60 人日分 4 人	70 人日分 5 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 1 か所 定員 10 人	318 人日分 19 人	337 人日分 22 人	356 人日分 23 人	396 人日分 25 人
就労移行支援	事業所数 4 か所 定員 52 人	936 人日分 51 人	785 人日分 49 人	854 人日分 55 人	923 人日分 63 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 17 か所 定員 324 人	5,092 人日分 259 人	4,833 人日分 261 人	5,279 人日分 286 人	5,747 人日分 313 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 25 か所 定員 472 人	6,798 人日分 361 人	7,075 人日分 391 人	7,500 人日分 410 人	7,954 人日分 430 人
就労定着支援	事業所数 2 か所 定員 0 人	10 人	15 人	17 人	20 人
療養介護	事業所数 0 か所 定員 0 人	18 人	19 人	19 人	19 人
短期入所 (福祉型)	事業所数 16 か所 定員 69 人	442 人日分 86 人	681 人日分 135 人	743 人日分 147 人	808 人日分 160 人
短期入所 (医療型)	事業所数 0 か所 定員 0 人	(福祉型に含む) 10 人日分	10 人日分 3 人	10 人日分 3 人	10 人日分 3 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数 0 か所	0 人	4 人	4 人	5 人
共同生活援助	事業所数 17 か所 定員 224 人	196 人	210 人	232 人	240 人
施設入所支援	事業所数 1 か所 定員 40 人	173 人	174 人	174 人	172 人
相談支援					
計画相談支援	事業所数 18 か所	246 人	303 人	328 人	354 人
地域移行支援	事業所数 1 か所	0 人	2 人	2 人	3 人
地域定着支援	事業所数 1 か所	0 人	3 人	3 人	4 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 15 か所 定員 175 人	700 人日分 98 人	953 人日分 138 人	993 人日分 144 人	1,033 人日分 151 人
放課後等デイサービス	事業所数 29 か所 定員 285 人	4,703 人日分 362 人	5,462 人日分 484 人	6,091 人日分 543 人	6,797 人日分 609 人
保育所等訪問支援	事業所数 1 か所	0 人日分 0 人	8 人日分 4 人	14 人日分 7 人	20 人日分 10 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所 定員 0 人	0 人日分 0 人	20 人日分 2 人	50 人日分 5 人	70 人日分 7 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数 1 か所	0 人日分 0 人	105 人日分 1 人	115 人日分 2 人	135 人日分 4 人
障害児相談支援	事業所数 16 か所	105 人	160 人	177 人	195 人
医療的ケア児等に対する関連分 野の支援を調整するコーディネ ーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在5人	6 人	7 人	8 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在6人	8 人	10 人	13 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 障がいの重度化、高齢化や保護者等の親亡き後を見据えた、社会資源の整備や確認を行う必要があります。
- ・ 県北中部は新型コロナウイルス感染が特に多くなっていることに鑑み、本人、保護者、障害者支援施設関係者への意向確認や、感染予防を含めた地域生活の情報提供等の支援を行う必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域生活支援拠点等の整備とも関連する項目であり、圏域の資源の確認や創設を、2市2町運営会議と各市町地域自立支援協議会で検討していきます。
- ・ 圏域における障害者入所検討会議において、入所希望者の協議と待機者の現状更新を行います。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 精神障がいがあっても地域で安心して暮らしていくことができる社会資源の整備や活用方法を検討する必要があります。
- ・ 各市町の保健、医療、福祉関係者等による協議の場を継続していく必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 圏域の地域生活移行促進部会NEXの定期開催を行い、引き続き社会資源の整備を図るとともに、その活用方法を検討していきます。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 圏域内の市町において地域生活支援拠点等の機能を有するサービスも展開されつつありますが、障がい種別毎の対応や、ショートステイ受入れについて、人手不足や重度障がいへの対応が困難な場合等があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 各市町または圏域単位での面的な整備を引き続き検討・協議していく必要があります。
- ・ 2市2町運営会議での協議、検討の継続と各市町地域自立支援協議会での協議、検討を継続していきます。なお、県北中部は新型コロナウイルス感染が特に多くなっていることに鑑み、会議の開催方法を工夫していきます。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

#### 【課題】

- ・ 圏域内の就労移行支援事業所の利用促進を図る必要があります。

- ・引き続き、就労系障害福祉サービス事業所に対し、一般就労への移行に向けた取組への理解を図る必要があります。
- ・一般就労への移行後の定着について、就労先の事業所を支援していく必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・就労支援部会の「おら・わーく」、「おら・わーくWG」において、各事業所の情報共有をしながら、就労の継続、移行、定着等の共通課題について話し合い、利用者一人ひとりに応じた就労系福祉サービスの充実を図ります。
- ・就労支援部会おら・わーくWGにおいて、企業等に向けたシンポジウムを開催し、就労の移行支援や定着に向けた企業への支援を行います。
- ・シンポジウムや会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催方法を工夫し、関係者間の情報共有、意見交換を進めます。

### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

#### 【課題】

- ・医療的ケアが必要な障がい児（者）の協議の場であるe-ケアネットそういんにおいて、保護者の方の参加が増加しており、悩みや困りごとを相談できる体制を構築する必要があります。医療的ケア児・者の適切な支援の実施に向けて計画相談の専門性を高めるため、スーパーバイズチームによる支援を進めていく必要があります。
- ・増加が続いている児童発達支援、放課後等デイサービス事業所へのサポートや情報共有等の取組を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・e-ケアネットそういんの定期開催とホームページの作成を行い、保護者の集える場の提供や保護者からの相談を受けられる体制を継続していきます。
- ・各市町と委託相談支援事業所等により児童発達支援、放課後等デイサービス事業所への訪問を行うとともに、2市2町運営会議を通じて情報の共有を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮しながら、圏域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の職員向けのスキルアップのための研修会の定期的な開催を検討していきます。

### ⑥ 相談支援の提供体制

#### 【課題】

- ・圏域に指定一般相談支援事業所が不足しており、その設置促進を図る必要があります。
- ・指定特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所において、相談件数の増加に対して相談支援専門員が不足している状況が続いており、相談支援の提供体制の確保が必要です。

### 【今後の取組】

- ・ 圏域の相談支援部会および2市2町運営会議等において、指定一般・指定特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所の新規設置に向けた取組を図ります。
- ・ 介護保険分野の介護支援専門員との連携も図り、相談支援体制を検討していきます。

## 2 四日市障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：四日市市、菰野町、朝日町、川越町
- 人口：376,710人（県全体に占める割合 21.3%）
- 面積：328km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 5.7%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	12,148人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	3,191人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	3,241人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	17人
施設入所者数減少見込	7人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	各市町または複数市町による共同設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	4回

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	47人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	30人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	14人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	3人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	68.1%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	75.0%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	市または圏域で1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市町または圏域で10か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市町または圏域で10か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市町または圏域で13か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	市町または圏域で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	圏域での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	4市町

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み (活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【四日市】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 84 か所	11,787 時間	11,830 時間	12,866 時間	13,206 時間
		436 人	439 人	453 人	467 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 36 か所	16,837 人日分	16,349 人日分	16,947 人日分	17,556 人日分
	定員 1,160 人	819 人	840 人	864 人	888 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	133 人日分	118 人日分	133 人日分	148 人日分
	定員 0 人	6 人	8 人	9 人	10 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 3 か所	716 人日分	526 人日分	576 人日分	626 人日分
	定員 22 人	37 人	37 人	42 人	47 人
就労移行支援	事業所数 7 か所	1,305 人日分	1,181 人日分	1,231 人日分	1,281 人日分
	定員 115 人	70 人	80 人	80 人	85 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 10 か所	5,970 人日分	5,704 人日分	5,916 人日分	6,130 人日分
	定員 200 人	294 人	300 人	315 人	329 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 29 か所	9,931 人日分	9,056 人日分	9,372 人日分	9,688 人日分
	定員 592 人	541 人	547 人	569 人	591 人
就労定着支援	事業所数 3 か所	24 人	24 人	28 人	33 人
療養介護	事業所数 0 か所	31 人	31 人	32 人	32 人
	定員 0 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 14 か所	734 人日分	981 人日分	1,022 人日分	1,069 人日分
	定員 68 人	136 人	194 人	204 人	215 人
短期入所 (医療型)	事業所数 2 か所	(福祉型に含む)	48 人日分	49 人日分	54 人日分
	定員 1 人		8 人	8 人	9 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数 0 か所	0 人	5 人	7 人	10 人
共同生活援助	事業所数 19 か所	318 人	344 人	362 人	380 人
	定員 434 人				
施設入所支援	事業所数 7 か所	273 人	275 人	273 人	271 人
	定員 396 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 30 か所	407 人	511 人	533 人	566 人
地域移行支援	事業所数 3 か所	0 人	4 人	5 人	6 人
地域定着支援	事業所数 1 か所	4 人	8 人	9 人	10 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 27 か所	2,362 人日分	2,845 人日分	3,064 人日分	3,178 人日分
	定員 340 人	345 人	433 人	467 人	500 人
放課後等デイサービス	事業所数 48 か所	10,237 人日分	10,829 人日分	11,943 人日分	13,063 人日分
	定員 505 人	760 人	840 人	921 人	1,003 人
保育所等訪問支援	事業所数 3 か所	40 人日分	70 人日分	70 人日分	72 人日分
		30 人	40 人	40 人	41 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	5 人日分	5 人日分	9 人日分
	定員 0 人	0 人	1 人	1 人	2 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数 1 か所	0 人日分	4 人日分	4 人日分	6 人日分
		0 人	2 人	2 人	3 人
障害児相談支援	事業所数 19 か所	285 人	399 人	441 人	483 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在7人	9 人	11 人	14 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在1人	1 人	1 人	1 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 地域生活への移行を推進するためには、地域の障害福祉サービス等の充実が必要です。特に重度障がい者の受入ができる事業所を増やす必要があります。
- ・ 県北中部は新型コロナウイルス感染が特に多くなっていることに鑑み、本人、保護者、障害者支援施設関係者への意向確認や、感染予防を含めた地域生活の情報提供等の支援を行う必要があります。
- ・ 退所者はいるものの入所待機者がおり、同数程度が入所している状況です。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域移行ワーキンググループで入所者の意向や生活実態等を把握し、地域移行の検討を行います。
- ・ 圏域の計画相談支援部会においてサービス等利用計画から集約したニーズを通じた課題の検討・抽出を行うとともに、自立支援協議会の専門部会等において、圏域内に不足する障害福祉サービスや、代替できるサービス等の検討を行います。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 保健、医療、福祉関係者による協議の場を継続して確保する必要があります。
- ・ 精神科病院における1年以上長期入院患者数について、継続して把握する必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 保健、医療、福祉関係者による協議の場を今後も継続して確保します。
- ・ こころのバリアフリー推進部会において、継続して長期入院患者の退院事例の把握、課題分析を行い、地域移行に向けた関係機関の意識の醸成とともに、地域啓発に努めていきます。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 整備済みの地域生活支援拠点等について、有効活用していく必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域生活支援拠点等の運用状況を検証し、活用していきます。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

#### 【課題】

- ・ 一般就労へ移行する障がい者にとって、就労へ向けた流れが分かりづらくなっています。
- ・ 就労継続支援B型事業所の半数が週3日以上の利用を要件としており、まとまった日数の通所をすることが難しい精神障がい者が利用しづらくなっています。



### 【今後の取組】

- ・引き続き、一般就労に向けて、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所等の障害福祉サービスの充実を図るとともに、雇用部会において、就労系サービスについての障がい者向け説明フローチャートを作成します。
- ・精神障がい者が就労系サービスを利用しやすくなる方策について、運営委員会等において検討していきます。

## ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【課題】

- ・児童発達支援センターのサービス量の確保について検討が必要です。また、障害児通所支援における各種サービスの質の向上に対する取組が必要です。
- ・増加傾向にある医療的ケア児(者)支援のための受け皿整備を検討するとともに、関係機関の協議の場を継続していく必要があります。

### 【今後の取組】

- ・圏域内に児童発達支援センターは1か所であるため、児童発達支援事業所の新規開拓について検討を行います。
- ・民間組織（e-ケアネットよっかいち）と連携を図り、医療的ケア児（者）支援のための協議の場を継続して確保していきます。

## ⑥ 相談支援の提供体制

### 【課題】

- ・サービス等利用計画の質的充実に向けて、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の役割を明確化する必要があります。
- ・基幹相談支援センターの設置に向けて、圏域の地域分析が必要です。

### 【今後の取組】

- ・委託相談支援事業所から指定特定相談支援事業所への計画相談の移管を行います。
- ・基幹相談支援センターの設置に向け、委託相談支援事業所等が担っている機能等を分析し、圏域に必要な役割（相談支援体制の強化に向けた取組、地域移行・地域定着、困難事例、虐待防止、成年後見制度利用支援等）を検討します。

### 3 鈴鹿・亀山障害保健福祉圏域プラン

#### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：鈴鹿市、亀山市
- 人口：245,221人（県全体に占める割合 13.9%）
- 面積：386km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 6.7%）

#### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	9,966人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	2,116人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	1,833人

#### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

##### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	12人
施設入所者数減少見込	4人

##### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	各市または複数市による共同設置

##### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	各市での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	2回

##### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	45人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	19人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	15人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	11人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	46.7%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	100%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	市で3か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市で2か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市で2か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市で2か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	市で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	2市

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【鈴鹿・亀山】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数	75 箇所	4,689 時間	4,941 時間	4,944 時間
			264 人	284 人	292 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数	21 箇所	10,880 人日分	10,268 人日分	10,372 人日分
	定員	544 人	538 人	535 人	540 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	0 箇所	161 人日分	42 人日分	42 人日分
	定員	0 人	8 人	4 人	4 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	3 箇所	444 人日分	229 人日分	220 人日分
	定員	64 人	19 人	17 人	18 人
就労移行支援	事業所数	7 箇所	1,115 人日分	1,117 人日分	1,175 人日分
	定員	65 人	54 人	69 人	75 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	11 箇所	5,583 人日分	5,415 人日分	5,478 人日分
	定員	220 人	267 人	275 人	277 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	36 箇所	10,187 人日分	10,926 人日分	12,140 人日分
	定員	734 人	583 人	665 人	750 人
就労定着支援	事業所数	1 箇所	11 人	16 人	17 人
	定員				
療養介護	事業所数	2 箇所	38 人	37 人	38 人
	定員	220 人			
短期入所 (福祉型)	事業所数	10 箇所	827 人日分	862 人日分	909 人日分
	定員	47 人	106 人	141 人	150 人
短期入所 (医療型)	事業所数	1 箇所	(福祉型に含む)	61 人日分	69 人日分
	定員			9 人	9 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数	1 箇所	0 人	1 人	1 人
	定員				
共同生活援助	事業所数	16 箇所	186 人	182 人	197 人
	定員	168 人			
施設入所支援	事業所数	4 箇所	190 人	178 人	174 人
	定員	150 人			
相談支援					
計画相談支援	事業所数	15 箇所	370 人	475 人	550 人
	定員				
地域移行支援	事業所数	2 箇所	0 人	2 人	2 人
	定員				
地域定着支援	事業所数	2 箇所	0 人	2 人	2 人
	定員				
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数	18 箇所	2,020 人日分	2,021 人日分	2,235 人日分
	定員	270 人	302 人	346 人	379 人
放課後等デイサービス	事業所数	35 箇所	8,054 人日分	9,821 人日分	12,288 人日分
	定員	455 人	582 人	724 人	896 人
保育所等訪問支援	事業所数	6 箇所	3 人日分	5 人日分	5 人日分
	定員				
医療型児童発達支援	事業所数	0 箇所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	1 箇所	11 人日分	5 人日分	5 人日分
	定員				
障害児相談支援	事業所数	11 箇所	171 人	261 人	311 人
	定員				
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在3人		3 人	3 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在0人		0 人	0 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 地域生活への移行を推進するためには、地域の障害福祉サービス等の充実が必要です。特に重度障がい者（重度肢体不自由児・者、強度行動障がいをもつ人等）の受け入れができる事業所（生活介護、短期入所）が不足しています。

#### 【今後の取組】

- ・ 圏域で開催する相談支援事業所担当者連絡会議で、事業所の空き情報を共有し、効率的な利用を促進します。
- ・ 不足する障害福祉サービスを補完するため、共生型サービスの活用を促進します。
- ・ 圏域外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。
- ・ 県北中部は新型コロナウイルス感染が特に多くなっていることに鑑み、本人、保護者、障害者支援施設関係者への意向確認や、感染予防を含めた地域生活の情報提供等の支援を行うとともに、会議の開催方法を工夫していきます。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 精神障がい者の地域における生活を支援するため、社会資源を確保するとともに、地域の理解を深めるための取組が必要です。
- ・ 障害福祉サービス事業所や医療関係者が、精神障がい者の地域生活を支援するために必要なスキルの向上を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 精神障がいの有無や程度にかかわらず、安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための情報共有・協議の場を継続して確保していきます。
- ・ 圏域の精神保健福祉ワーキングにおいて、支援のスキルアップを図る研修等に取り組みます。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 地域における社会資源や障害福祉サービス等をつなぐ支援機能を充実させる必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域生活支援拠点の居住支援機能を確保するため、グループホームの空き状況が把握できる仕組みを検討し、体験の場の確保を図ります。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

#### 【課題】

- ・ 就労移行支援サービスや就労継続支援サービスから就労につなげるための計画的

支援や就労定着支援サービスを充実していくことが必要です。

- ・ 難病、内部障がい、ひきこもりの障がい者等、離職した人の再就職に向けたサービス利用・就職支援へと対象者を拡大する必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 就労移行支援サービスや就労継続支援サービスから就労につなげるため、計画相談等において本人の意思確認を行い、就労・生活支援事業やハローワークと連携して支援します。
- ・ 就労系サービス事業所や企業等、関係者と連携し、就労定着支援を進めます。
- ・ 圏域で開催する就労支援事業所担当者連絡会議において、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関連機関との連携を図り、一般就労を支援します。

### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

#### 【課題】

- ・ 障がい児支援のためのサービスを提供する一般的な事業所は一定数確保できている一方で、高度な支援、対応が必要な重症心身障がい児対応の放課後等デイサービスについては不足しています。

#### 【今後の取組】

- ・ 障がいのある児童への支援に当たっては、障害児通所支援事業所や福祉部局、学校や教育委員会の関係機関が相互理解の促進や連携を図るとともに、家庭との情報共有を推進します。
- ・ 関係者を対象に、支援の質を高めるため、児童発達支援センターを中心に研修等を実施します。

### ⑥ 相談支援の提供体制

#### 【課題】

- ・ 相談者数が増加するとともに、相談内容が複雑化し困難なケースが増加しており、基幹相談支援センターを中心とし各関係機関が連携して対応できる体制づくりを進める必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 計画相談支援事業所、総合相談支援センターおよび基幹相談支援センターの役割等を明確にし、総合的、専門的視点から社会資源やサービス等をつなぐ基幹相談支援センターの相談機能の充実を図り、相談支援の提供体制の充実・強化に取り組みます。
- ・ 相談支援体制の充実・強化に当たっては、社会福祉法、介護保険法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく支援事業と連携を図ります。

## 4 津障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：津市
- 人口：273,267人（県全体に占める割合 15.5%）
- 面積：711km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 12.3%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	10,906人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	2,425人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	2,762人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	17人
施設入所者数減少見込	5人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	市単位の設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	市単位の整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	1回以上

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	23人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	11人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	8人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	4人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	69.6%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	80.0%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	市で1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市で3か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市で3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市で1か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	市で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	1市



(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み (活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【津】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 92 か所	14,757 時間	14,507 時間	15,313 時間	16,119 時間
		463 人	488 人	510 人	532 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 38 か所	13,980 人日分	13,243 人日分	13,433 人日分	13,623 人日分
	定員 937 人	678 人	697 人	707 人	717 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 1 か所	177 人日分	240 人日分	240 人日分	240 人日分
	定員 32 人	12 人	15 人	15 人	15 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 6 か所	457 人日分	620 人日分	660 人日分	700 人日分
	定員 53 人	25 人	31 人	33 人	35 人
就労移行支援	事業所数 5 か所	546 人日分	560 人日分	640 人日分	720 人日分
	定員 43 人	32 人	35 人	40 人	45 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 9 か所	4,800 人日分	4,080 人日分	4,140 人日分	4,200 人日分
	定員 170 人	232 人	204 人	207 人	210 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 44 か所	11,851 人日分	11,186 人日分	11,679 人日分	12,155 人日分
	定員 824 人	648 人	658 人	687 人	715 人
就労定着支援	事業所数 4 か所	15 人	27 人	29 人	33 人
療養介護	事業所数 2 か所	62 人	62 人	62 人	62 人
	定員 70 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 16 か所	658 人日分	585 人日分	585 人日分	585 人日分
	定員 56 人	91 人	87 人	87 人	87 人
短期入所 (医療型)	事業所数 3 か所	(福祉型に含む) 42 人日分	42 人日分	42 人日分	42 人日分
	定員 10 人				
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数 1 か所	1 人	4 人	4 人	4 人
共同生活援助	事業所数 33 か所	248 人	269 人	279 人	289 人
	定員 385 人				
施設入所支援	事業所数 9 か所	282 人	277 人	275 人	273 人
	定員 420 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 31 か所	323 人	338 人	348 人	358 人
地域移行支援	事業所数 5 か所	4 人	5 人	6 人	6 人
地域定着支援	事業所数 5 か所	0 人	2 人	3 人	3 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 30 か所	2,106 人日分	2,004 人日分	2,154 人日分	2,304 人日分
	定員 315 人	306 人	334 人	359 人	384 人
放課後等デイサービス	事業所数 46 か所	8,578 人日分	7,909 人日分	8,459 人日分	9,009 人日分
	定員 495 人	694 人	719 人	769 人	819 人
保育所等訪問支援	事業所数 3 か所	40 人日分	36 人日分	52 人日分	68 人日分
		27 人	18 人	26 人	34 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数 18 か所	193 人	175 人	187 人	199 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在0人		0 人	0 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在0人		0 人	0 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- 福祉施設への入所が長期になると地域生活のイメージを持ちにくく、その家族も退所することが不安になることから、退所後の生活を想定した障害福祉サービス等を体験利用したり、地域生活を支える社会資源の整備と有効利用に向けた取組が必要となっています。
- 県北中部は新型コロナウイルス感染が特に多くなっていることに鑑み、本人、保護者、障害者支援施設関係者への意向確認や、感染予防を含めた地域生活の情報提供等の支援を行う必要があります。

#### 【今後の取組】

- 支援者で地域移行の視点を共有し、計画相談支援等の機会を通じ、施設入所者およびその家族の地域生活への意向を確認します。
- モデルケースを通じた取組により、地域移行に係る課題の抽出を進めます。
- 積極的な地域移行の取組が進むよう、マニュアル、ガイドラインの作成を促進します。
- 地域生活に必要な訪問系サービスや生活介護等、日中活動系サービスを扱う事業所や、グループホームなどの、社会資源を増やす取組を推進します。
- 地域移行支援および地域定着支援の拡充を促進します。
- 退所後の生活をイメージできるよう、体験利用できる社会資源の拡充を推進します。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場を継続して確保する必要があります。

#### 【今後の取組】

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい（発達障がいおよび高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、求められる機能（地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ならびにコーディネーターの配置等による地域の体制づくり）を更に強化する必要があります。

また、相談支援を中心とした継続した支援を行う必要があります。

### 【今後の取組】

- ・ 地域生活支援の機能を更に強化するため、指定相談支援事業所と連携し、地域における訪問系サービスや日中活動系サービスの機能を集約し、居住系サービスおよび基幹相談支援センターを加えた拠点づくりを促進します。

## ④ 福祉施設から一般就労への移行

### 【課題】

- ・ 障がい者の一般就労について、就労移行支援の取組を進めるとともに、継続して働くことができるよう職場定着支援が重要となります。

### 【今後の取組】

- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の利用者と企業とのマッチングの機会の創出を促進します。
- ・ 就労をめざす障がい者と企業がお互いを知る機会として、職場体験の実習先の開拓を促進します。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止等も考慮し、企業見学会や就労準備支援など、障がい者に具体的に就労をイメージできる機会の創出を促進します。
- ・ 障害福祉サービス事業所単位の支援に終わらないよう、関係機関の役割を明確化し、強みを生かした連携体制を構築します。
- ・ 就労移行支援事業所の役割の明確化や、目標に対する達成度の検証をふまえ、引き続き、一般就労に向けた支援に取り組みます。

## ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【課題】

- ・ 児童発達支援および放課後等デイサービスは、事業所数は増加していますが、利用者が増加していることから、受入できる事業所が不足しています。
- ・ 少子化や核家族化など家族形態の変化および共働き家庭の増加や就労形態の多様化に加え、コロナ禍による生活環境や経済状況の影響など、保護者を取り巻く環境は大きく変化しており、送迎や預かり時間の延長等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応していくことが必要です。

### 【今後の取組】

- ・ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、専門的な知識やスキルを有する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
- ・ 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築をめざします。
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスを担う障害児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化が図られるよう取り組みます。

## ⑥ 相談支援の提供体制

### 【課題】

- ・ 相談内容が多様化・高度化しているため、基幹相談支援センターの設置や計画相談支援事業所との連携による継続した相談支援づくりが必要です。

### 【今後の取組】

- ・ 多様化・高度化する相談に対応するため、基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、指定特定相談支援事業所との役割を整理し、相談支援体制の再構築を図ります。

## 5 松阪多気障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：松阪市、多気町、明和町、大台町
- 人口：203,854人（県全体に占める割合 11.5%）
- 面積：1,131km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 19.6%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	8,492人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	1,840人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	1,623人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	15人
施設入所者数減少見込	6人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	町または複数市町による共同設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	町または圏域での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	6回

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	15人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	7人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	5人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	8人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	73.3%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	100%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	市または圏域で2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市または圏域で5か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市または圏域で6か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市町または圏域で8か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	町または圏域で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市町または圏域での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	4市町

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【松阪多気】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 122 か所	13,048 時間	15,470 時間	16,130 時間	16,760 時間
		487 人	493 人	509 人	525 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 29 か所	11,593 人日分	11,711 人日分	12,117 人日分	12,533 人日分
	定員 687 人	558 人	556 人	568 人	580 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 0 か所	0 人日分	116 人日分	116 人日分	116 人日分
	定員 0 人	0 人	6 人	6 人	6 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 3 か所	447 人日分	202 人日分	202 人日分	202 人日分
	定員 52 人	23 人	25 人	25 人	25 人
就労移行支援	事業所数 4 か所	245 人日分	520 人日分	576 人日分	652 人日分
	定員 66 人	17 人	29 人	32 人	36 人
就労継続支援 (A型)	事業所数 10 か所	3,632 人日分	3,551 人日分	3,759 人日分	3,995 人日分
	定員 165 人	172 人	175 人	187 人	201 人
就労継続支援 (B型)	事業所数 34 か所	9,662 人日分	9,457 人日分	9,931 人日分	10,657 人日分
	定員 647 人	532 人	529 人	546 人	563 人
就労定着支援	事業所数 0 か所	3 人	3 人	4 人	9 人
療養介護	事業所数 2 か所	32 人	33 人	33 人	33 人
	定員 44 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 13 か所	600 人日分	740 人日分	764 人日分	806 人日分
	定員 42 人	88 人	123 人	127 人	133 人
短期入所 (医療型)	事業所数 1 か所	(福祉型に含む)	13 人日分	13 人日分	13 人日分
	定員 6 人		3 人	3 人	3 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数 0 か所	0 人	1 人	1 人	2 人
共同生活援助	事業所数 18 か所	190 人	210 人	232 人	253 人
	定員 237 人				
施設入所支援	事業所数 5 か所	216 人	220 人	217 人	213 人
	定員 205 人				
相談支援					
計画相談支援	事業所数 28 か所	444 人	583 人	611 人	633 人
地域移行支援	事業所数 2 か所	0 人	6 人	6 人	6 人
地域定着支援	事業所数 2 か所	5 人	7 人	7 人	7 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数 19 か所	1,315 人日分	1,138 人日分	1,186 人日分	1,236 人日分
	定員 235 人	262 人	258 人	268 人	278 人
放課後等デイサービス	事業所数 35 か所	5,684 人日分	5,867 人日分	6,063 人日分	6,214 人日分
	定員 360 人	486 人	547 人	568 人	585 人
保育所等訪問支援	事業所数 1 か所	12 人日分	37 人日分	46 人日分	56 人日分
		12 人	16 人	21 人	25 人
医療型児童発達支援	事業所数 0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員 0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数 1 か所	2 人日分	3 人日分	3 人日分	3 人日分
		1 人	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	事業所数 25 か所	196 人	336 人	354 人	373 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在0人		1 人	2 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在0人		1 人	2 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 緊急対応のための仕組みづくりや、関係機関の連携を図る必要があります。
- ・ 地域生活を支える支援の確保に加え、圏域内に日中サービス支援型共同生活援助事業所が1か所あるものの、グループホームが不足しているため、その確保を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 緊急時にショートステイが円滑に利用することができるよう、受入先の事業所が必要とする情報の整理やフェースシートの作成など、障がい者が地域で生活するために必要な支援方法について、関係者による検討を行います。
- ・ 地域で暮らし続けることができるよう、訪問系サービスの充実や生活の場の確保（グループホームの整備）、支援体制のしくみづくりを進めます。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 新たに長期入院に至らない仕組みを整備していく必要があります。
- ・ 地域の医療と福祉の連携を継続的に取り組む必要があります。
- ・ 精神障がいの特徴や生活のしづらさなど、現状を踏まえた社会資源の利用や障害福祉サービスを適切に受け取ることができるよう、新たな社会資源を開発していく取組が必要です。

#### 【今後の取組】

- ・ 圏域の精神障がい者地域移行支援部会の取組方針である、「ニューロングステイを生まない新たな仕組みづくり」に引き続き取り組み、今後の国の動きにも対応した連携方法の検討を行います。
- ・ 入院患者の退院動向を把握し、新たに長期入院に至った原因や課題の検討を行います。
- ・ 病院職員と地域支援者との交流・意見交換会を継続して開催し、関係機関の連携に努めます。
- ・ 入院時から支援者が医療機関との連携を密にし、退院後の生活について共に支援します。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 地域生活支援拠点に求められる機能について既存の体制できていることを拠点機能として整理するとともに、不足している資源をどのように充足していくか検討していく必要があります。
- ・ グループホームの体験の場など、地域生活を体験できる場の確保が必要です。
- ・ 緊急時の受入体制の検討が必要です。



#### 【今後の取組】

- ・ 地域生活支援拠点等の整備に必要な機能の確保に向けて、引き続き、圏域における現状の分析と機能の整理を進め、圏域での面的整備を進めます。
- ・ 緊急時の対応・体験の場について、必要な情報の収集や地域生活支援拠点の機能を担う事業者との情報の共有を進めます。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

##### 【課題】

- ・ 圏域内において就労移行支援事業所が不足しており、事業所の確保を図り、利用の機運を高める必要があります。
- ・ 就労意欲と働くための準備性を高めていくことや、適切なアセスメントが求められています。また、一般就労移行後の職場への定着について支援を進める必要があります。

##### 【今後の取組】

- ・ 引き続き、就労移行支援事業所を活性化していくための検討を行うとともに、指定特定相談支援事業所と連携した取組を行います。
- ・ 企業へのアプローチの進め方の検討や、就労アセスメントの統一化に係る取組について就労部会等において検討していきます。また、就労系サービス事業所や企業等関係者と連携し、就労定着を促進します。

#### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

##### 【課題】

- ・ 障がい児支援に対するニーズの高まりを踏まえ、児童発達支援センターに求められる機能と役割について、共有する必要があります。

##### 【今後の取組】

- ・ 医療、福祉、行政関係者の会議で事例の検討等を行うとともに、障がい児支援のためのサービスの質・量の確保など、障がい児支援の提供体制の整備に向けて、圏域内の市町で定期的に協議していきます。

#### ⑥ 相談支援の提供体制

##### 【課題】

- ・ 松阪市単独で1か所、明和町・多気町・大台町の3町で基幹相談支援センターを1か所整備するにあたり、センター機能の明確化と地域の通所作業所の強化の取組ができるよう、現状把握と検討等を行います。
- ・ 指定一般相談支援事業所の数が十分ではないため、その確保を図る必要があります。

##### 【今後の取組】

- ・ 相談支援の充実を図るため、相談支援に係る研修会等の取組を進めます。
- ・ 緊急時の対応について、アセスメントシートの統一に関する検討を行います。

## 6 伊勢志摩障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：伊勢市、志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- 人口：227,223人（県全体に占める割合 12.8%）
- 面積：1,146km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 19.8%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	11,168人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	1,927人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	1,758人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	21人
施設入所者数減少見込	11人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	各市町または複数市町による共同設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	各市町での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	7回

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	39人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	17人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	16人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	12人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	51.3%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	57.1%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で7か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市町または圏域で7か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市町または圏域で7か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	市町または圏域で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市町または圏域での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	7市町

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み（活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの）

【伊勢志摩】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数	77 箇所	5,031 時間	5,807 時間*	5,966 時間	6,248 時間
			321 人	346 人	356 人	371 人
日中活動系サービス						
生活介護	事業所数	26 箇所	12,848 人日分	12,689 人日分	13,009 人日分	13,326 人日分
	定員	609 人	635 人	668 人	688 人	706 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	0 箇所	102 人日分	183 人日分	190 人日分	199 人日分
	定員	0 人	6 人	9 人	10 人	10 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	1 箇所	610 人日分	342 人日分	364 人日分	386 人日分
	定員	10 人	31 人	26 人	28 人	30 人
就労移行支援	事業所数	8 箇所	420 人日分	700 人日分	792 人日分	885 人日分
	定員	75 人	23 人	41 人	47 人	53 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	12 箇所	4,487 人日分	4,414 人日分	4,532 人日分	4,651 人日分
	定員	191 人	208 人	224 人	230 人	237 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	42 箇所	14,503 人日分	14,409 人日分	15,015 人日分	15,607 人日分
	定員	839 人	774 人	798 人	824 人	854 人
就労定着支援	事業所数	2 箇所	10 人	14 人	16 人	19 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
療養介護	事業所数	0 箇所	30 人	31 人	32 人	33 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
短期入所 (福祉型)	事業所数	12 箇所	961 人日分	947 人日分	994 人日分	1,041 人日分
	定員	41 人	159 人	158 人	166 人	175 人
短期入所 (医療型)	事業所数	0 箇所	(福祉型に含む)	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	定員	0 人	0 人	4 人	4 人	4 人
居住系サービス						
自立生活援助	事業所数	0 箇所	0 人	2 人	4 人	5 人
共同生活援助	事業所数	13 箇所	248 人	261 人	280 人	304 人
	定員	219 人				
施設入所支援	事業所数	4 箇所	294 人	295 人	293 人	289 人
	定員	240 人				
相談支援						
計画相談支援	事業所数	24 箇所	529 人	986 人	1,030 人	1,070 人
地域移行支援	事業所数	7 箇所	0	8 人	9 人	12 人
地域定着支援	事業所数	7 箇所	1 人	6 人	6 人	8 人
障がい児支援のためのサービス						
児童発達支援	事業所数	16 箇所	1,136 人日分	996 人日分	1,033 人日分	1,101 人日分
	定員	220 人	217 人	217 人	226 人	238 人
放課後等デイサービス	事業所数	22 箇所	4,648 人日分	4,422 人日分	4,623 人日分	4,836 人日分
	定員	260 人	452 人	497 人	523 人	548 人
保育所等訪問支援	事業所数	2 箇所	6 人日分	65 人日分	31 人日分	21 人日分
	定員	0 人	3 人	8 人	6 人	6 人
医療型児童発達支援	事業所数	0 箇所	0 人日分	0 人日分	0 人日分	14 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	1 箇所	4 人日分	9 人日分	19 人日分	42 人日分
	定員	0 人	1 人	2 人	4 人	8 人
障害児相談支援	事業所数	22 箇所	145 人	316 人	338 人	361 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在3人		4 人	4 人	10 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在0人		0 人	0 人	0 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 施設においては、入所者が地域で生活するイメージを持ちにくく、地域においては、事業としての採算性の問題もあり、入所施設のような24時間体制等の安心した生活が維持できるような社会資源が需要に比して著しく少ないといった課題があります。
- ・ 地域生活を支援するため、生活介護サービスや居住系・訪問系サービスの充実を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域生活へ移行可能な施設入所者を把握するとともに、施設に対して地域の社会資源に関する情報提供を行います。
- ・ 引き続きグループホームの整備を進めるとともに、訪問系サービスの確保を進めます。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 精神障がい者の地域移行を進めるに当たっては、病院や事業者の努力だけでは限界があり、地域精神保健医療福祉の相互理解に基づく一体的な取組に加え、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要となっています。
- ・ 24時間対応の社会資源が少なく、事業所や支援員によっては、精神障がい者への支援方法が難しく、対応に差異がでる場合があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場のあり方を引き続き検討するとともに、圏域においては、伊勢保健所の取組と連携するなどして、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進する保健、医療、福祉関係者による協議を進めていきます。
- ・ 圏域において、支援員向けの精神障がい者に対する専門知識や支援に向けた研修会を開催し、スキルアップをめざします。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 圏域内における社会資源の情報共有や課題・問題点を整理し、早急に面的整備を行います。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域で不足している資源を補うため、引き続き、圏域全体で介護保険事業所に対して共生型サービスの指定について積極的に働きかけを行います。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

##### 【課題】

- ・ 利用者の就労支援に向けた動機づけを行うための専門的な支援の方法について、キャリア支援のノウハウや資源が少なく、支援ネットワークも弱いことが依然として課題となっています。

##### 【今後の取組】

- ・ 事業所に対して就労支援を高めていくための取組や支援ネットワークの強化に向けた取組を行います。
- ・ 利用者の就労支援ができるよう、就労支援プロセスの段階に関わる支援者が、それぞれの役割に応じた就労準備性の向上のための取組や就労移行のための支援、職場定着の支援、雇用継続のための支援力や実践力を向上させる取組を行います。
- ・ 事業者、企業、地域等に障がいに対する理解を深めてもらえるような取組を行います。
- ・ 本人の働きたい思いを高めていくための支援に取り組むとともに、企業等との間を取り持つための支援の取組を行います。

#### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

##### 【課題】

- ・ 圏域内に児童発達支援センターがなく、また、圏域は広範囲かつ多くの市町で構成されているため、地域において効率的にセンターを設置する必要があります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活するため、訪問看護や通所サービスなどの関係機関が連携し、地域の支援体制をより一層整備する必要があります。

##### 【今後の取組】

- ・ 圏域内において児童発達支援センターの設置に向けた連携を図ります。
- ・ 既設の4圏域合同の三重県南部医療的ケア地域支援連携会議（みえる輪ネット）と連携して、医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組みます。

#### ⑥ 相談支援の提供体制

##### 【課題】

- ・ 専門性の高い相談支援や具体的なサービス資源の提供および計画の推進体制の整備が求められており、特に郡部では、町単独での基幹相談支援センターの設置や人材の育成、確保が難しいことが課題となっています。

##### 【今後の取組】

- ・ サービス提供従事者、相談支援従事者等の支援者全般の実践力の向上のため、行政担当、相談支援従事者のほか、サービス提供従事者で組織した伊勢志摩圏域自立支援協議会の運営会議が中心となって、研修（倫理・知識・技術）の実施や、各地域のOJTの場への県スーパーバイザーや地域リーダー等の講師の情報提供・紹介を引き続き行います。

## 7 伊賀障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：伊賀市、名張市
- 人口：161,825人（県全体に占める割合 9.1%）
- 面積：688km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 11.9%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	8,115人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	1,626人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	1,553人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	10人
施設入所者数減少見込	4人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	複数市による共同設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	各市での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	3回

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	23人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	6人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	4人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	13人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	73.9%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	80.0%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	市で2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市で2か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市で2か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市で2か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	市で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	2市



(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み (活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【伊賀】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 63 か所	4,160 時間	4,715 時間	4,824 時間	5,060 時間
		310 人	356 人	363 人	374 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数	21 か所	8,814 人日分	8,860 人日分	9,110 人日分
	定員	452 人	441 人	470 人	485 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	0 か所	44 人日分	55 人日分	55 人日分
	定員	0 人	2 人	4 人	4 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	2 か所	344 人日分	309 人日分	327 人日分
	定員	12 人	24 人	27 人	29 人
就労移行支援	事業所数	4 か所	280 人日分	470 人日分	502 人日分
	定員	38 人	16 人	33 人	35 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	6 か所	1,597 人日分	1,580 人日分	1,650 人日分
	定員	100 人	79 人	89 人	95 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	25 か所	8,280 人日分	7,890 人日分	8,180 人日分
	定員	481 人	461 人	465 人	480 人
就労定着支援	事業所数	4 か所	11 人	14 人	19 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
療養介護	事業所数	0 か所	16 人	18 人	20 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
短期入所 (福祉型)	事業所数	10 か所	534 人日分	920 人日分	970 人日分
	定員	89 人	55 人	143 人	150 人
短期入所 (医療型)	事業所数	1 か所	(福祉型に含む)	0 人日分	0 人日分
	定員	1 人	0 人	0 人	0 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数	0 か所	0 人	2 人	3 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	事業所数	11 か所	209 人	230 人	245 人
	定員	237 人	209 人	230 人	245 人
施設入所支援	事業所数	5 か所	153 人	155 人	154 人
	定員	165 人	153 人	155 人	154 人
相談支援					
計画相談支援	事業所数	11 か所	428 人	854 人	867 人
地域移行支援	事業所数	3 か所	2 人	7 人	8 人
地域定着支援	事業所数	3 か所	0 人	3 人	4 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数	12 か所	543 人日分	440 人日分	485 人日分
	定員	127 人	88 人	120 人	130 人
放課後等デイサービス	事業所数	18 か所	3,708 人日分	3,400 人日分	3,560 人日分
	定員	205 人	269 人	290 人	305 人
保育所等訪問支援	事業所数	2 か所	84 人日分	47 人日分	51 人日分
	定員	0 人	54 人	28 人	32 人
医療型児童発達支援	事業所数	0 か所	0 人日分	4 人日分	4 人日分
	定員	0 人	0 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	0 か所	0 人日分	4 人日分	4 人日分
	定員	0 人	0 人	1 人	1 人
障害児相談支援	事業所数	5 か所	118 人	275 人	282 人
	定員	0 人	118 人	275 人	282 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在2人	2 人	2 人	2 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在0人	0 人	0 人	0 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 重度の障がい者が利用できる居住の場や支援体制の確保が求められています。
- ・ 施設入所者およびその家族、支援者に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 地域生活に移行した後の定着を図るための仕組みが求められています。

#### 【今後の取組】

- ・ 引き続き、訪問系サービスの充実やグループホームの整備を進めるとともに、地域生活に関する情報提供や地域の社会資源見学会の開催などの取組を通じて、施設入所者および家族の地域生活への移行についての理解促進に取り組みます。
- ・ 入所施設に対して地域生活への移行に係る働きかけを行います。
- ・ 地域生活への移行に必要な資源等を確保するための協力体制づくりに取り組みます。
- ・ 地域生活への移行と定着について、関係機関が情報交換等を通じて共通認識を持って取組を進めます。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 障がい者が望む地域生活に向けたイメージづくりに取り組む必要があります。
- ・ 入院患者について高齢化に対応する資源が不足している現状があります。
- ・ 地域の住民の障がい者に対する偏見を取り除く必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域の社会資源の見学会等を開催し、入院患者や家族へのアプローチを図ります。
- ・ 引き続き、地域の住民に対し精神障がいについての理解を深めてもらうための啓発を行います。
- ・ 地域における生活を支援するため、病院等関係機関と連携します。
- ・ 高齢化に対応するため、共生型サービス等の動向を見据え、関係機関と連携します。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりを進める必要があります。
- ・ 医療面での対応体制を検討する必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 専門的人材の確保や養成、地域の体制について、基幹相談支援センターが中心となり、地域の協議会と協力して、整備を進めます。
- ・ 地域生活支援拠点等におけるそれぞれの機能と役割について整理を行います。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

##### 【課題】

- ・ 就労系障害福祉サービス事業所における利用者で可能性があるにもかかわらず、一般就労につながっていない状況があります。
- ・ 就労定着に向けて、一般就労した後の障がい者からの相談に対応できる体制を確保する必要があります。

##### 【今後の取組】

- ・ 一般就労につなげられるよう、就労系障害福祉サービス事業所等との連携を図り、課題の検討を進めます。
- ・ 企業訪問や研修会を開催すること等により、企業に対する障がい者雇用の啓発を行います。
- ・ 施設外就労の取組や雇用関係機関と連携した就職面接会を実施すること等を通じて、一般就労への移行につなげます。
- ・ 就労定着事業の推進に関係機関とともに取り組みます。

#### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

##### 【課題】

- ・ 障がい児を支援するサービス事業所は増加しているものの、中学生以上を対象とする事業所や、短期入所事業所を確保する必要があります。
- ・ 重症心身障がい児への医療的ケア等の支援体制が必要です。

##### 【今後の取組】

- ・ 障がい児への途切れのない支援の在り方や体制について検討を進めます。
- ・ あらゆる障がい児に必要な資源等を確保するための協力体制づくりに取り組みます。
- ・ 医療的ケア児の把握に努め、また、支援を考えるにじいろネット（5市連携研究会）において支援体制の強化に努めます。

#### ⑥ 相談支援の提供体制

##### 【課題】

- ・ 計画相談について導入は進んでいますが、相談支援の質の担保を図る必要があります。
- ・ 相談支援専門員の不足により専門員への負担が過重になっています。

##### 【今後の取組】

- ・ 相談支援の質の担保を図るため、研修会の開催や相談支援事業所間の情報交換、事例検討等を行います。
- ・ 相談支援の提供体制の整備を図るため、それぞれの相談支援事業所の役割等について検討を行います。

## 8 紀北障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：尾鷲市、紀北町
- 人口：30,471人（県全体に占める割合 1.7%）
- 面積：449km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 7.8%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	1,995人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	327人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	214人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	4人
施設入所者数減少見込	4人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	複数市町による共同設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	2回

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	12人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	2人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	1人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	4人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	8.3%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	100%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で2か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で2か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で2か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	圏域で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	圏域での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	2市町

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【紀北】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
<b>訪問系サービス</b>					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数	16 箇所	894 時間	1,065 時間	1,075 時間
			59 人	80 人	81 人
<b>日中活動系サービス</b>					
生活介護	事業所数	4 箇所	2,235 人日分	2,353 人日分	2,422 人日分
	定員	111 人	112 人	129 人	132 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	0 箇所	0 人日分	40 人日分	40 人日分
	定員	0 人	0 人	2 人	2 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	0 箇所	44 人日分	50 人日分	50 人日分
	定員	0 人	2 人	4 人	4 人
就労移行支援	事業所数	0 箇所	40 人日分	43 人日分	43 人日分
	定員	0 人	2 人	3 人	3 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	0 箇所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	6 箇所	2,163 人日分	1,976 人日分	1,999 人日分
	定員	110 人	106 人	114 人	115 人
就労定着支援	事業所数	0 箇所	0 人	1 人	1 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
療養介護	事業所数	0 箇所	6 人	6 人	6 人
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
短期入所 (福祉型)	事業所数	1 箇所	37 人日分	65 人日分	65 人日分
	定員	4 人	9 人	21 人	21 人
短期入所 (医療型)	事業所数	0 箇所	(福祉型に含む) 0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
<b>居住系サービス</b>					
自立生活援助	事業所数	0 箇所	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	事業所数	4 箇所	62 人	64 人	66 人
	定員	43 人			
施設入所支援	事業所数	1 箇所	43 人	44 人	43 人
	定員	30 人			
<b>相談支援</b>					
計画相談支援	事業所数	2 箇所	110 人	182 人	187 人
地域移行支援	事業所数	2 箇所	0 人	1 人	1 人
地域定着支援	事業所数	2 箇所	0 人	0 人	0 人
<b>障がい児支援のためのサービス</b>					
児童発達支援	事業所数	1 箇所	2 人日分	7 人日分	7 人日分
	定員	10 人	1 人	2 人	3 人
放課後等デイサービス	事業所数	1 箇所	188 人日分	256 人日分	284 人日分
	定員	10 人	17 人	27 人	31 人
保育所等訪問支援	事業所数	0 箇所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童発達支援	事業所数	0 箇所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	0 箇所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	事業所数	2 箇所	6 人	15 人	16 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在0人		0 人	0 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在0人		1 人	1 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ 地域生活への移行に向けては適切なアセスメントの実施が求められます。
- ・ 入所施設に対し地域生活への移行に関する説明や理解を深める取組を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ グループホームが整備され、グループホームに移行した者がいるものの、施設からの地域移行は困難があることから、訪問系サービスの確保など、できるかぎり在宅サービスを利用して、施設に入所しなくてよいよう、継続して取り組んでいきます。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 紀北圏域には精神科病院がなく、紀南圏域や松阪圏域の病院に頼っている状況があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 保健所が年2～3回開催する精神障害者情報共有会において、保健所、市町、熊野病院等の関係機関の連携の下、個別ケースについて検討していきます。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ 人材育成や緊急時の受け入れについて検討する必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 地域生活支援拠点等の整備にかかる部会において、相談支援事業所、グループホーム等の職員が集まり、協議していきます。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

#### 【課題】

- ・ 利用者の高齢化もあり、一般就労は難しい状況があります。
- ・ 一般企業の受入先が少ないため、確保を図る必要があります。
- ・ 一般就労後の職場定着について支援する必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 福祉施設から一般就労への移行に向けて、利用者のステップアップを検討するケース会議の開催に取り組みます。
- ・ 就労後の職場定着の支援体制や、就労先の開拓に向けた新しいスタイルの就労について検討を行います。
- ・ 生活困窮者自立支援事業との連携について検討を行います。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

**【課題】**

- ・ 圏域に放課後等デイサービス事業所が1か所しかないため、ニーズへの対応を検討する必要があります。

**【今後の取組】**

- ・ 圏域内の事業所に対して、放課後等デイサービス事業所の開設について働きかけを行い、障がい児支援の提供体制について整備検討を行います。

⑥ 相談支援の提供体制

**【課題】**

- ・ 引きこもりの方や虐待防止への対応、権利擁護を図るための体制整備を図る必要があります。
- ・ ヘルパーや相談支援専門員など、専門的な人材を確保する必要があります。
- ・ サービス等利用計画と個別支援計画についての連動を確保する必要があります。

**【今後の取組】**

- ・ 社会福祉協議会の相談員による相談支援の確保を図ります。



## 9 紀南障害保健福祉圏域プラン

### (1) 障害保健福祉圏域の現状

- 構成市町：熊野市、御浜町、紀宝町
- 人口：34,196人（県全体に占める割合 1.9%）
- 面積：541km<sup>2</sup>（県全体に占める割合 9.4%）

### (2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	1,873人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	391人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	273人

### (3) 障害保健福祉圏域における令和5（2023）年度の成果目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	4人
施設入所者数減少見込	3人

#### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	複数市町による共同設置

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域での整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	6回

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	4人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	0人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	3人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	1人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	25.0%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	100%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で3か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で3か所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場	1か所
医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	圏域で配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	圏域での整備

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	3市町

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

【紀南】

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	事業所数	30 か所	905 時間	1,835 時間	1,852 時間
			62 人	79 人	80 人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数	4 か所	2,690 人日分	2,733 人日分	2,733 人日分
	定員	112 人	130 人	137 人	137 人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	0 か所	0 人日分	60 人日分	60 人日分
	定員	0 人	0 人	3 人	3 人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	か所	46 人日分	64 人日分	64 人日分
	定員	人	3 人	3 人	3 人
就労移行支援	事業所数	0 か所	50 人日分	82 人日分	82 人日分
	定員	0 人	3 人	5 人	5 人
就労継続支援 (A型)	事業所数	2 か所	285 人日分	346 人日分	346 人日分
	定員	20 人	14 人	17 人	17 人
就労継続支援 (B型)	事業所数	4 か所	1,741 人日分	1,774 人日分	1,794 人日分
	定員	70 人	86 人	87 人	88 人
就労定着支援	事業所数	0 か所	0 人	3 人	3 人
	定員	0 人	6 人	7 人	7 人
療養介護	事業所数	2 か所	82 人日分	146 人日分	146 人日分
	定員	6 人	8 人	17 人	17 人
短期入所 (福祉型)	事業所数	0 か所	0 人	10 人日分	10 人日分
	定員	0 人	(福祉型に含む)	4 人	4 人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数	0 か所	0 人	3 人	3 人
	定員	3 か所	64 人	67 人	68 人
共同生活援助	事業所数	53 人			
	定員				
施設入所支援	事業所数	2 か所	65 人	66 人	65 人
	定員	60 人			
相談支援					
計画相談支援	事業所数	12 か所	84 人	97 人	97 人
地域移行支援	事業所数	1 か所	0 人	4 人	4 人
地域定着支援	事業所数	1 か所	0 人	3 人	3 人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数	1 か所	456 人日分	454 人日分	454 人日分
	定員	24 人	23 人	26 人	26 人
放課後等デイサービス	事業所数	3 か所	497 人日分	555 人日分	555 人日分
	定員	30 人	36 人	37 人	37 人
保育所等訪問支援	事業所数	1 か所	0 人日分	3 人日分	3 人日分
	定員	0 人	0 人	3 人	3 人
医療型児童発達支援	事業所数	0 か所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	定員	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	0 か所	0 人日分	20 人日分	60 人日分
	定員	0 人	0 人	1 人	3 人
障害児相談支援	事業所数	7 か所	13 人	22 人	22 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県	1 チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム
	市町	令和3(2021)年2月現在0人	0 人	0 人	0 人
	圏域	令和3(2021)年2月現在1人	1 人	1 人	3 人

## (5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【課題】

- ・ グループホームを利用したいというニーズはありますが、事業所が増えていない状況であり体制整備を進めていくことが必要です。

#### 【今後の取組】

- ・ 対象者の状況把握や地域移行を希望する利用者の確認を行います。
- ・ グループホームの体験利用の機会の確保に取り組みます。
- ・ 地域における支援体制の強化を図ります。
- ・ 指定事業所の拡充など、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図ります。
- ・ 市町広報等による障がい者差別解消、地域共生社会等に係る周知、啓発を行います。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

#### 【課題】

- ・ 関係機関において対象者の状況把握に取り組む必要があります。
- ・ 地域における精神障がいに関する理解を深めるための啓発を行う必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 関係機関の協議ができる体制作りを行います。
- ・ 圏域の自立支援協議会等において、関係者による協議を通じて検討を行います。
- ・ 民生委員や家族向けの研修会や交流会を実施し、地域における障がいについての理解を深めます。また、地域の催し、自治会活動等への参加など、障がい者の社会参画の方法について検討を行います。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

#### 【課題】

- ・ グループホームや短期入所事業所が少ない状況があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 必要な機能ごとに、地域の人材、資源により対応が可能な形を検討します。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

#### 【課題】

- ・ 障がい者雇用の受け皿や特性に合った仕事、ニーズに沿った事業所が少なく、交通の便が悪いことなどから就労先の選択が限られる状況があります。
- ・ 事業所に通所しているだけでは就労意識を高められていない状況にあります。
- ・ 就労体験の場を確保する必要があります。
- ・ 就労継続支援事業所の拡充、就労移行支援事業所の設置を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

- ・ 障害者就業・生活支援センターを中心として、関係機関が連携した就労支援や事業所の開拓に取り組みます。また、就労移行支援事業所の設置に向けた検討を行います。
- ・ 農福連携等も含め、新たな雇用の場の開拓を図ります。

- ・ 職場実習を受け入れる企業、事業所等の確保に取り組みます。また、障がい特性等の理解の促進を図るため、就労継続支援事業所の見学会等を実施します。

#### ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

##### 【課題】

- ・ 障がい児とその家族を取り巻く地域の課題の把握に取り組む必要があります。
- ・ 事業所が遠い、移動手段がないなど、希望どおりに通所できない状況があります。また、長期休暇中における障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。
- ・ ニーズに対応した事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援）の数を確保する必要があります。
- ・ 専門職（臨床心理士、理学療法士、作業療法士）の相談機関の確保が必要です。
- ・ 障がい児専門の指定相談支援事業所が少ないことから、セルフプランで対応するケースが多く、相談支援の充実が必要です。

##### 【今後の取組】

- ・ 地域の課題に優先順位をつけて取り組みます。
- ・ 放課後等デイサービス事業所の確保をめざします。また、保育所等訪問支援事業を行い、利用促進に努めます。
- ・ 障がい児に係る相談支援の充実を図ります。
- ・ 学校との連携強化を図るとともに、途切れのない支援体制の検討を行います。
- ・ 中学校卒業後の子どもたちへの学習支援、生活支援体制の検討を行います。

#### ⑥ 相談支援の提供体制

##### 【課題】

- ・ 3障がいに対応した相談員が常駐できる体制を確保する必要があります。
- ・ 専門性の高い相談についてフォローできる機関を確保する必要があります。
- ・ 相談支援センターの周知に取り組む必要があります。
- ・ 祝日、土日、24時間対応の相談支援体制について検討する必要があります。

##### 【今後の取組】

- ・ 圏域における相談支援体制の充実強化や体制づくりの検討を行います。
- ・ 関係機関との連携の強化を図るとともに、相談支援センターの充実強化を図ります。

## 第4章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を実現するため、さまざまな主体との「協創」により計画を推進します。

#### 1 県における推進体制

本計画に基づく障がい者支援施策を着実に推進するため、県の関係機関が集まる会議において、福祉、保健、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

#### 2 県民力による「協創」

本計画を推進するため、県、市町、団体、県民等が、それぞれの役割を果たし、協創により、共生社会を実現する必要があります。

##### (1) 県の役割

県は、市町で行うことが困難な広域的・専門的な事業の実施や、市町への助言・指導などを行います。また、積極的に情報提供を行うなど、共生社会に向けた意識啓発を行います。さらに、県域を超える広域的な課題について、国や地方自治体との緊密な連携を図ります。

##### (2) 市町の役割

市町は、県民に最も身近な立場として、ニーズを的確に把握し、地域生活を支える基礎的でニーズに応じたきめ細かいサービスを提供することが求められています。そのため、福祉、保健、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野の連携による障がい者施策の計画づくりやその推進などが求められています。

### (3) 団体の役割

社会福祉法人等の福祉や保健、医療に関する各種団体のほか、企業等が積極的に参加し、地域を支えることが期待されています。また、さまざまなサービス提供を実施する団体については、多様で質の高いサービス提供が求められています。さらに、当事者団体等については、利用者のニーズにあったサービス提供のための連携が期待されます。

### (4) 県民の役割

共生社会の実現の主役は、そこに住み地域をよく知っている県民一人ひとりです。福祉サービスの利用者であり担い手でもある県民一人ひとりの声やニーズ、行動がその地域の共生社会を実現します。県民一人ひとりが自ら力を発揮する機会を見だし、だれひとり取り残さない共生社会づくりに主体的に参画することが期待されます。

## 第2節 計画の進行管理（PDCA サイクル）

本計画を着実に実施していくため、各施策の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

### 1 計画（Plan）

本計画により、県の障がい者施策の基本的方向を定めます。

策定にあたっては、「障害者基本法」に基づく三重県障害者施策推進協議会や、「障害者総合支援法」に基づく三重県障害者自立支援協議会で意見を聴くとともに、県議会の常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

### 2 実行（Do）

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。

施策の展開にあたっては、県の関係機関が集まる会議において、福祉、保健、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、総合的に推進します。

### 3 評価 (Check)

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。

とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会に報告し、施策の達成状況について、調査等を行います。

障害保健福祉圏域の取組については、地域（自立支援）協議会において、実施状況を把握し、分析・評価を行います。また、地域の取組では解決できない課題について、三重県障害者自立支援協議会に報告し、協議を行います。

これらの協議会において、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

### 4 改善 (Act)

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、県の関係機関が集まる会議において協議・検討を行います。

障害保健福祉圏域の取組については、地域（自立支援）協議会の運営を支援することにより、改善を図ります。

#### 第3節 計画の見直し

本計画は令和5（2023）年度を目標年度として策定するものですが、計画の進捗状況や法制度の改正等さまざまな状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜、必要な見直しを行います。



## 参考資料

### 用語解説

#### 【あ行】

##### ◆ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

##### ◆アウトリーチ

入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

##### ◆アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

##### ◆アセスメント

利用者の置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活および課題等を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続。

##### ◆意思疎通支援

手話、要約筆記、触手話、指字等により、障がい者の意思疎通を支援すること。

##### ◆ウェブアクセシビリティ

ホームページ（ウェブサイト）を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、提供されている情報に問題なくアクセスし、利用できること。

##### ◆SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。読み方は「エスディー・ジーズ」。持続可能な開発のための国際目標であり、17の目標と169のターゲット（達成基準）で構成されている。

##### ◆Lアラート

情報発信者（自治体等）が発信した避難勧告・指示等の災害情報を情報伝達者（各種メディア等）に効率的に提供する仕組み。情報伝達者は提供された災害情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等のさまざまな媒体を通じて住民に周知する。

◆遠隔手話通訳サービス

スマートフォンやタブレット端末を利用して手話オペレーターによる手話通訳を受けることができるサービス

◆エンパワメント

一人ひとりが潜在的にもっているパワーや個性を引き出すこと。福祉の分野では、本来持っている能力を十分に発揮できない状態にある利用者やその家族等に対して、自身の強さを自覚して行動できるような援助を行うことをいう。

【か行】

◆キャリア教育サポーター

県立特別支援学校に配置している企業に勤務経験のある外部人材。一般企業への就職を希望する高等部生徒の進路希望を実現するため、職業適性アセスメントに基づき、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行う。

◆共同受注窓口

就労継続支援B型などの就労系障害福祉サービス事業所で働く障がい者の工賃向上を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。

◆合理的配慮

障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行われる必要かつ適切な調整等を行うこと。

◆個別計画

避難行動要支援者の避難先や避難方法などについて、要支援者本人や家族等とも調整の上、避難支援者や支援に関する必要事項等を整理した要支援者一人ひとりについて作成される計画。

【さ行】

◆サービス管理責任者

所定の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者。

個々の利用者についての心身の状況の把握（アセスメント）、個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング等）を行い、一連のサービス提供におけるプロセス全般に関する責任を担うとともに、個々の利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的な知識や、個別支援計画の作成・

評価などの技術を持ち、サービス提供の質の向上という役割を担う。

◆サービス等利用計画

障害福祉サービス等を利用する時に、障がい者等の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を定めた計画。

◆CLM (Check List in Mie: 発達チェックリスト)

幼稚園、認定こども園、保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなる学園）が開発したアセスメントツール。

◆社会的事業所

障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労系障害福祉サービス事業所における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

◆就労系障害福祉サービス

就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を提供する障害福祉サービス。就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など。

◆障害支援区分

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すもの。

◆障がい者雇用アドバイザー

障がい者の職業的自立を促進するため、企業に対し、障がい者の雇用にかかるアドバイスを行う者。

◆障がい者職業訓練コーディネーター

障がい者の職業的自立を促進するため、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練のコーディネーターを行う者。

◆障害保健福祉圏域

広域的な相談支援体制等の整備や関係者間のネットワークの構築等により、市町だけでは対応が困難な課題に広域的に対応するため、福祉事務所、保健所の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町を含む広域圏域として設定している。（県内9障害保健福祉圏域）

◆情報保障

身体的なハンディキャップにより音声や文字・映像で情報を取得することが困難な障がい者に

対し、社会生活を行う上で必要な情報を障がい者の求める方法で提供すること。人の「知る権利」を保障するものであり、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援に対して用いられることが多い。

◆（自立支援）協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、障害者総合支援法に基づき、県、市町等に設置される協議会のこと。協議会では、関係機関、障がい者、障がい福祉従事者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

◆水福連携

「農福連携」の項目を参照してください。

◆スーパーバイズ機能

医療的ケア児・者とその家族を支援する支援者からの相談にタイムリーに応じ、支援者に対する助言等を行うアドバイス（支援者支援）機能、及び地域の社会資源の診断及び開発等についての助言等を行うことにより地域づくりを担うコンサルテーション（地域づくり支援）機能を併せた持った機能とし、各地域で構築された医療的ケア児・者にかかる4つの地域ネットワーク（e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット及びみえる輪ネット）単位で各地域ネットワークが事務局としてスーパーバイズチーム（医療、保健、教育、福祉及び行政等の複数の関係者で構成）を組織した上で、各地域ネットワークが担う三重県独自の機能。

◆ステップアップカフェ

障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実践的な訓練の場となるとともに、障がい者が生き生きと働く姿を発信し、企業や県民の障がい者が働くことに対する理解を深めていくことをめざし、県が関係機関と連携し設置したレストランカフェ。運営は県が公募により選定した民間事業者が担う。

【ステップアップカフェ「だいたい食堂」：所在地：県総合文化センター内「フレンテみえ」1階 津市一身田上津部田1234】

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、各地域の医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されたシステム。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする。

など、これらの人を不利益から守る制度。

## 【た行】

### ◆DX

デジタルトランスフォーメーションの略。

2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」という概念。（総務省「平成30年版情報通信白書」より）

### ◆DAISY図書（デイジー図書）

DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、DAISY規格を用いたデジタル録音による図書製作システムのこと。DAISY図書は、見出しから検索して聞きたい部分をすぐ選べる高度な検索機能を持ち、長時間の録音が可能。CDに記録し、再生専用機を使って利用するのが一般的である。

### ◆DPAT

Disaster Psychiatric Assistance Teamの略で災害派遣精神医療チームのこと。

自然災害等の集団災害が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた専門チーム。

### ◆DWAT

Disaster Welfare Assistance Teamの略で災害派遣福祉チームのこと。

大規模な災害発生時に避難所等で高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者に対して、福祉的支援を行う組織。

### ◆テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間の制約を受けずに柔軟に働く勤務形態のこと。

### ◆電話リレーサービス

手話通訳者などがオペレーターとして聴覚や発語に障がいのある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚や発語に障がいのある方と聴覚障がい者以外の方の意思疎通を仲介するサービス。

### ◆特別支援学校版キャリア教育プログラム

各県立特別支援学校が、計画的・組織的にキャリア教育を進めるため、障がい種別や地域性に応じて、幼稚部、小学部から高等部まで、各発達段階に応じて育みたい能力や態度を考慮して作

成した計画。

#### 【な行】

##### ◆農業ジョブトレーナー

障がい者が農業（農作業）に従事する際に、障がい者と農業者をつなぎ、より働きやすいように障がい特性を踏まえ支援する人材。

##### ◆農福連携

障がい者等が農林水産業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農林水産業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

##### ◆ノンステップバス

床面を低くして乗降ステップをなくし、だれもが乗り降りしやすいバスのこと。車内段差を小さくした設計により、乗り降りの時や走行中にも安全性の高い車両。また、補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗り降りもスムーズに行うことができる。

#### 【は行】

##### ◆バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

##### ◆バリアフリー観光

高齢者や障がい者、小さな子ども連れ家族など移動に困難を伴う人たちにも安心して旅行を楽しんでいただける観光。三重県では、バリアの基準は、障がいの種類、程度、介護の状況によっても異なるという認識のもと、観光情報とともにバリアを乗り越えるための情報提供と相談機能の強化に取り組んでいる。

##### ◆パーソナルファイル

本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。

#### ◆避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### ◆ピアサポーター

悩んでいる人と同じ体験を持ち支援する仲間をいう。思春期特有の悩みを相談できる同世代の仲間や、精神障がいに関する体験や思いを同じ精神障がいを持つ人達に伝え、共有することで支援する、精神に障がいのある当事者等がある。

#### ◆PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

本県の障がい者施策については、計画の策定(Plan)→施策の展開(Do)→実施状況の報告(Check)→次年度に反映(Act)というサイクルにより、進行管理を図っている。

#### ◆フィジカルディスタンス

新型コロナウイルスなどの感染予防のために物理的に一定の距離を保つこと。

#### ◆福祉避難所

災害発生時に、避難所生活が困難な障がい者や高齢者など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設。

#### ◆福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

#### ◆ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方(義足、内部障がい、難病、妊娠初期の方など)が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマーク。

主にカバン等にぶら下げて気づきのサインとして利用する「ヘルプマーク(ストラップ)」と主に財布等に入れて必要な時に対処法等を周囲に伝える「ヘルプカード」がある。

#### ◆ボッチャ

重度の脳性麻痺者等の競技スポーツで、パラリンピックの正式競技。

対戦する一方が赤いボールを、もう一方が青いボールをそれぞれ6球ずつ持ち、どれだけ自分のボールを目標となる白いボールに近づけるかを競う。

## 【ま行】

### ◆三重おもいやり駐車場利用証制度

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度。

この制度の導入により、だれが「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする人が利用しやすくなることをめざしている。

### ◆三重県障害者施策推進協議会

県の障害者施策の総合的、計画的推進および行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、障害者基本法に基づき設置されている協議会。

### ◆三重県障害者自立支援協議会

県内の障がい者等への支援体制に関する課題の共有および、相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握などを協議するため、障害者総合支援法に基づき設置されている協議会。

## 【や行】

### ◆UDアドバイザー

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて県内各地域で展開されるよう、ユニバーサルデザインの基本的な考え方や「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準、介添えのノウハウ等について研修を受けた人で、地域における啓発活動等においてリーダー的な役割を担っていただく方々。

### ◆ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。

## 【ら行】

### ◆療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳。法律で定められた制度ではなく、都道府県・政令指定都市において、判定基準等の運用方法を定めて実施されている。交付する自治体によっては名称が異なる場合がある（愛護手帳（名



古屋市)、愛の手帳(東京都)など。

◆林福連携

「農福連携」の項目を参照してください。